

自然公園法及び北海道立自然公園条例に基づく

# 許 認 可 申 請 の 手 引 き

北 海 道

(令和4年11月改訂版)

※ この手引きは、自然公園法及び北海道立自然公園条例並びに各公園毎に定められている公園管理指針の許可、届出等取扱方針及び公園事業取扱方針などをもとに申請の手続き方法や許認可の基準などについて概要を説明したものです。

利用にあたっては、法律等の改正により取扱内容が変わることがありますので、ご注意ください。

問い合わせ先：〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁12階

北海道環境生活部自然環境局自然環境課公園保全係

☎ 011-204-5204

FAX 011-232-6790

## 目次

<b>1. 自然公園での手続きの概要</b>	(頁)
○自然公園とは	1
○行為規制の概要【許可・届出】	2
○公園事業の概要【事業認可と行為許可の違い】	3
・ 国定公園内にホテルを建設する場合の手続き例	5
○根拠法令等	
・ 国定公園の行為許可や公園事業認可	6
・ 道立自然公園の行為許可や公園事業認可	6
○許認可申請書・届出書の提出	
・ 誰が申請・届出するのか？	6
・ いつ申請・届出するのか？	6
・ 何を提出するのか？	7
・ どこに提出するのか？（申請届出の窓口）	
【国立公園に関すること】	7
【国定公園および道立自然公園に関すること】	8
<b>2. 許認可申請等の流れ（国定公園および北海道立自然公園）</b>	10
<b>3. 行為許可の基準</b>	
○国定公園	11
○道立自然公園	11
○建築物の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）	11
○建築物に共通する主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）	13
○一般工作物の主な許可基準（建築物を除く。）	13
○公園内における建築物の望ましい基本的な形状	13
○工作物の高さ、後退距離、水平投影面積、土地勾配の測定例	14
○広告物等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）	15
○広告物等の表示面の面積算定例	15
○木竹の伐採の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）	16
○指定動植物の採取等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）	17
○屋外に自動販売機を設置する場合（自動販売機自主景観ガイドライン）	17
○特例の許可基準が定められている地区	18
○ニセコ地区における景観形成（北海道景観計画「景観形成の基準解説」）	18
○許可・届出を要しない行為（特別地域内）の概要	19
<b>4. 公園事業の認可の基準</b>	
○国定公園	20
○道立自然公園	20
○公園事業認可の審査（認可）基準（公園事業取扱要領で定められているもの）	20
<b>5. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）</b>	
【建築物、道路、電柱、鉄塔、アンテナ等、その他の工作物、風力発電施設】	21
【木竹の伐採、鉱物又は土石の採取、広告物】	22
<b>6. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（普通地域）</b>	
【建築物】	23

7. 国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要	
【宿舎】	24
【道路（車道）】	25
【道路（自転車道）】	28
8. 道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）	
【建築物、道路】	29
【道路、電柱、鉄塔、アンテナ等】	30
【その他の工作物、木竹の伐採、植物の採取、損傷】	31
【広告物】	32
9. 道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要	
【宿舎】	34
【道路（車道）】	35
10. 申請書の記載例	
○申請書に記載する事項	37
○申請書の様式	38
○【申請書記載例】 【建築物の新築】	39
【申請書記載例】 【仮設の工作物】	41
【協議書記載例】 【仮設の工作物】（国の機関の場合）	42
【申請書記載例】 【木竹の伐採】（森林施業の場合）	43
【申請書記載例】 【木竹の伐採】（森林施業以外の場合、ササ刈り）	44
【申請書記載例】 【広告物の設置】	45
【申請書記載例】 【土地の形状変更】	46
【申請書記載例】 【宿舎事業】（新規認可）	47
【申請書記載例】 【宿舎事業変更】	51
【協議書記載例】 【道路事業変更】（国の機関の場合）	56
○公園事業執行の協議又は認可の申請書等記載事項	59
○建築基準法と異なる算定方法等の取扱い	63
○添付図面等の留意事項	64
①行為許可の申請等に添付する図面等（工作物（建築物）の新築等の場合）	64
②事業認可の申請等に添付する図面等（宿舎事業の場合）	65



## ○行為規制の概要

自然公園では、公園内の自然と景観を保護するために特別保護地区や特別地域、普通地域の区域が指定され、その区域内で行われる自然に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、様々な行為が許可制（または届出制）になっています。

### 【許可・届出が必要な行為】

行為規制の項目	特別保護地区 (許可) 【道立自然公園にはありません】	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)
1. 建築物や工作物の新築、改築、増築 ○建築物：土地に定着する工作物のうち、 屋根及び柱又は壁を有するもの ○工作物：土地に定着する工作物のうち、 建築物以外のもの	○	○	○ ※基準を超える場合のみ 届出
2. 木竹の伐採（ササ刈りを含む）	○	○	—
3. 鉱物や土石の採取	○	○	○
4. 河川、湖沼の水位・水量の増減	○	○	○
5. 広告物の設置、掲出、表示 (モニュメント、石碑、銅像等を含む)	○	○	○
6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源、 再生部品の集積、貯蔵	○	○	—
7. 水面の埋め立て、干拓	○	○	○
8. 土地の開墾、土地の形状変更	○	○	○
9. 植物の採取、損傷、落葉・落枝の採取	○	○ ※指定植物の採取、損傷に 限る（17ページ参照）	—
10. 動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷	○	△※指定植物に限る。 (現在、道内では指定なし。)	—
11. 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他 これらに類するものの色彩の変更	○	○	—
12. 車馬（自動車、オートバイ、スノーモビル、 自転車、馬車、馬）・動力船の使用、 航空機の着陸	○ ※道路、広場等以外の区域に限る。	○ ※指定区域に限る。 (道路、広場等を除く。)	—

#### ○海域公園地区の行為規制の項

(※道内は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園及び利尻礼文サロベツ国立公園のみ指定。)

1. 建築物や工作物の新築、改築、増築
2. 鉱物や土石の採取（地質・温泉ボーリングを含む）
3. 広告物の設置、掲出、表示（モニュメント、石碑、銅像等を含む）
4. 海面の埋め立て、干拓
5. 海底の形状変更
6. 物の係留
7. 指定動植物の捕獲、殺傷又は採取、損傷（17ページ参照）
8. 汚水又は廃水の排出

#### ※普通地域内の工作物の届出基準（次の基準を超える場合は、届出が必要）

- 海域以外の区域
1. 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000㎡
  2. 鉄塔 高さ30m
  3. 別荘地道路 幅員2m
  4. 送水管、索道鉄道 長さ70m
  5. 船舶係留施設 長さ50m
  6. ダム 高さ20m
  7. 遊戯施設 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡

- 海域の区域
1. 船舶の係留施設又は港湾漁港の外郭施設 長さ50m
  2. 1以外の工作物 海面上の高さ5m又は水平投影面積100㎡ など

※ 農林漁業のための行為や宅地内での行為など、通常の管理行為や軽易な行為として自然公園法施行規則や北海道立自然公園条例施行規則で定められている行為については、許可または届出が不要です。（19ページ参照）

## ○公園事業の概要

自然公園では、各公園毎に定められている利用施設計画に基づく事業区域内でホテル、旅館や休憩所、スキー場など不特定多数の観光客が公園を利用するための施設を建設する場合は、公園事業としての執行認可制になっています。

### 【事業認可と行為許可（届出）の違い】

区分	事業認可	行為許可（届出）
根拠法令	○自然公園法第10条第3項、第16条第3項 ○道立自然公園条例第7条の3第3項	○自然公園法第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第33条第1項 ○道立自然公園条例第10条第4項、第21条第1項
行為事業内容	○ <b>国定公園</b> ： 自然公園法施行令第1条に規定する施設で、公園計画に位置付けられている施設。 ホテル、旅館、休憩所（レストハウス）、展望施設、運動場、スキー場、乗馬施設、水族館、遊覧船など不特定多数の公園利用者の用に供するもの（会員制を除く。） ○ <b>道立自然公園</b> ： 道立自然公園条例施行規則第2条に規定する施設で、公園計画に位置付けられている施設。 ホテル、旅館、休憩所（レストハウス）、展望施設、運動場、スキー場、乗馬施設、水族館など不特定多数の公園利用者の用に供するもの（会員制を除く。）	1. 住宅や事務所、倉庫、車庫、店舗、保養所、別荘（分譲ホテルを含む）など建築物の新築、改築、増築。 2. 電柱、無線施設、自動販売機、銅像、花壇など工作物の新築、改築、増築。 3. 広告物の掲出、設置、表示。 4. 建物や工作物の色彩の変更。 5. 土地の形状変更。 6. 木竹の伐採等。 7. 鋤物や土石の採取 8. 高山植物等の採取、損傷。 9. 乗入れ規制地区での自動車、オートバイ、スノーモビル、自転車、馬、動力船等の使用、航空機の着陸。 ※普通地域内の工作物については、工作物の種類毎に基準を超えるものが対象
許可認可の基準	○ <b>国定公園</b> 北海道国定公園事業執行等取扱要領第2の5の審査基準（20ページ参照）及び各国定公園管理指針の公園事業取扱方針（24～28ページ参照）を適用する。 ○ <b>道立自然公園</b> 道立自然公園事業取扱要領第2の2の認可基準（20ページ参照）及び各道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針（34～36ページ参照）を適用する。	○ <b>国定公園</b> 自然公園法施行規則第11条の許可基準（11～18ページ参照）及び各国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針（21～23ページ参照）を適用する。 ○ <b>道立自然公園</b> 道立自然公園条例施行規則第18条許可基準（11～18ページ参照）及び各道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針（29～33ページ参照）を適用する。
許可申請又は届出が不要な行為	○ <b>国定公園</b> 自然公園法施行規則第3条の規定で定める軽微な変更については、認可を要しませんが、届出が必要です。 ○ <b>道立自然公園</b> 道立自然公園条例施行規則第5条の規定で定める軽微な変更については、認可を要しませんが、届出が必要です。	○ <b>国定公園</b> （19ページ参照） 自然公園法施行規則第12条、第13条、第13条の3、第15条の規定で定める行為については、許可等を要しません。 ○ <b>道立自然公園</b> （19ページ参照） 道立自然公園条例施行規則第20条、第35条の規定で定める行為については、許可等を要しません。
備考	施設の規模や意匠、色彩のほか、施設の経営方法や、運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力、土地家屋の権原や事業収支見込みなども審査の対象。	建物の位置や形状・色彩、土地の形状変更、立木の伐採などの行為による風致景観上の影響が審査の対象。

# 事業認可と行為許可の違い（宿舎の例）

国定公園内にホテルを建設したい

## 事前相談

次のページの「国定公園内にホテルを建設する場合の手続き例」を参考に判断

### 事業認可（公園轄）の手続き開始

### 行為許可（公園轄以外）の手続き開始 特別地域内の場合

申請

《第 16 条第 3 項》  
「公園事業執行認可申請」

申請

《第 20 条第 3 項》  
「行為許可申請」

審査

《審査基準》  
・管理指針で定める高さ、  
建ぺい率、後退距離など  
・管理運営計画  
・資金計画  
・利用方法 など

審査

《審査基準》  
・高さ 13m (10m)  
・建ぺい率 10%~20%  
・容積率 20%~60%  
・建築面積 2,000 m<sup>2</sup>以下  
・後退距離、地形勾配 など

認可

《対象：建物の風致景観と  
ホテルの管理経営方法》

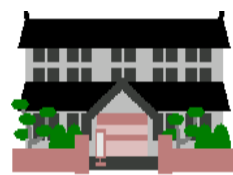
許可

《対象：建物の風致景観》

着工



着工



供用開始

認可どおりの管理経営義務  
(※管理経営に行政の関与あり)  
※宿舎やスキー場等の場合、毎年度の利用者数報告が認可条件に付される場合がある。

供用開始

管理経営に行政の関与なし

変更申請  
各種届出

変更申請が必要な例  
・施設の規模、構造、色彩、間取り  
等の変更  
届出が必要な例  
・住所、氏名、名称、代表者、管理  
経営方法の変更等  
(P. 20 参照)

増改築等  
申請

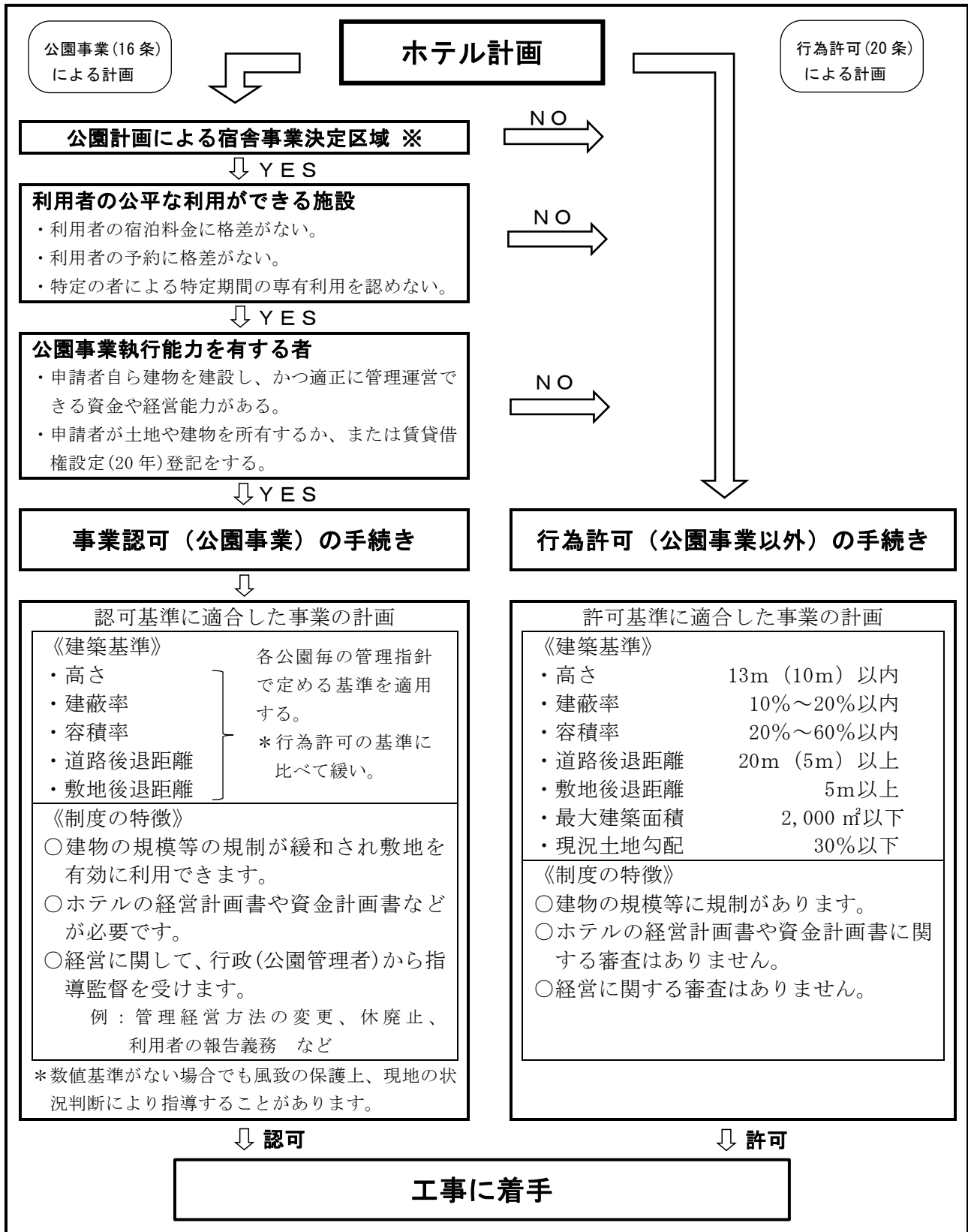
許可申請が必要な例  
・施設の増改築、色彩の変更、広告  
物の表示等

※普通地域内の場合、高さ 13m 又は延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものは届出必要。



## 国定公園内にホテルを建設する場合の手続き例

・事業認可（公園事業）、行為許可（公園事業以外）の手続きは、建設しようとするホテルが、特定の団体又は構成員などの使用を目的としているか否かによって異なり、下図のような流れになります。



※宿舎事業決定区域の範囲は、各振興局環境生活課でご確認ください。

※数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断のうえ、必要な指導を行います。

## ○根拠法令等

### ・ 国定公園の行為許可や公園事業認可

自然公園法： 許可や認可、届出を必要とする根拠となる法律です。

環境省のホームページ（法令・告示・通達→総務省法令データ提供システム）  
からご覧いただけます。 <http://www.env.go.jp/hourei/>

自然公園法施行規則： 許可の基準が定められています。

環境省のホームページ（法令・告示・通達→総務省法令データ提供システム）  
からご覧いただけます。 <http://www.env.go.jp/hourei/>

各国定公園管理指針： 施行規則の基準の一部（工作物の色彩や形態など）を公園毎に具体的に記載しています。

北海道環境生活部自然環境局自然環境課のホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.htm>

### ・ 道立自然公園の行為許可や公園事業認可

北海道立自然公園条例： 許可や認可、届出を必要とする根拠となる条例です。

北海道のホームページ（北海道例規類集→目次から探す→第7類  
環境生活→第4章 自然環境保全→第2節 自然公園→○北海道立  
自然公園条例）からご覧いただけます。

<https://en5-jg.dl-law.com/cgi-bin/hokkaido/>

北海道立自然公園条例施行規則： 許可の基準が定められています。

北海道のホームページ（北海道例規類集→目次から探す→第7類  
環境生活→第4章 自然環境保全→第2節 自然公園→○北海道立  
自然公園条例施行規則）からご覧いただけます。

<https://en5-jg.dl-law.com/cgi-bin/hokkaido/>

各道立自然公園管理指針： 施行規則の基準の一部（工作物の色彩や形態など）を公園毎に具体的に記載しています。

北海道環境生活部自然環境局自然環境課のホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/setup.htm>

## ○許認可申請書・届出書の提出

### ・ 誰が申請・届出するのか？

個人の場合 → 本人（住民票に記載されている住所及び氏名を記入。）

法人の場合 → 法人の代表者（法人登記されている住所・名称及び代表者名を記入。）

（自然公園法及び道立自然公園条例には罰則規定が適用されますので、  
法人格を有しない団体等については、代表者個人の住所及び氏名で  
申請（届出）してください。）

（※例：住宅の場合は建て主が、公園事業の場合は施設の経営者が申請者です。）

### ・ いつ申請・届出するのか？

書類に不備等がある場合は書類の補正が必要になりますので、余裕を持って30日以上前に行ってください。

普通地域内の届出の場合でも、受理日から30日を経過しないと行為に着手できません。

## ・何を提出するのか？

### ■申請書又は届出書

様式（A4版）は各総合振興局又は振興局の環境生活課（野幌森林公園の場合は北海道博物館総務部）でお渡しします。

また、北海道電子自治体共同システムからファイルをダウンロードすることができます。

（北海道→キーワードで絞り込む→「国定公園」または「道立自然公園」と入力→該当する申請書等を選択→「申請用紙をダウンロードする」からダウンロード）

\*北海道電子自治体共同システム

（<https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>）

■地形図〔位置図〕（1/25,000程度）

■概況図〔配置図、見取図〕（1/5,000程度）

■カラー写真〔行為地及びその周辺や主要な公園利用地点からの見え方が分かるもの〕

■施行方法を明らかにした図面〔平面図、立面図、断面図、構造図、配色図〕（1/1,000程度）

■植栽その他修景の方法を明らかにした図面〔修景図、緑化計画図〕（1/1,000程度）

■その他、行為（事業）の施行方法の表示に必要な図面や各種計算書など参考となる資料

◆行為（事業）の内容によって省略できるものや追加する図面・書類等もあります。

（※申請書の記載方法や添付図書については、37～66ページ参照）

## ・どこに提出するのか？（申請届出の窓口）

### 【国立公園に関すること】

環境省が管理しています。環境省北海道地方環境事務所や釧路自然環境事務所または各国立公園毎に配置されている最寄りの自然保護官事務所等にお問い合わせください。

（平日8：30～17：15、土日祝祭日は休み）

### ・環境省北海道地方環境事務所

郵便番号 060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

☎ 011-299-1950

FAX 011-736-1234

稚内自然保護官事務所（利尻礼文サロベツ国立公園）☎ 0162-33-1100

大雪山国立公園管理事務所（大雪山国立公園）☎ 01658-2-2574

大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所（大雪山国立公園）

☎ 0166-82-2527

大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所（大雪山国立公園）

☎ 01564-2-3337

支笏洞爺国立公園管理事務所（支笏洞爺国立公園）☎ 0123-25-2350

支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所（支笏洞爺国立公園）

☎ 0142-73-2600

### ・環境省釧路自然環境事務所

郵便番号 085-8639 釧路市幸町10番地3 釧路地方合同庁舎4階

☎ 0154-32-7500

FAX 0154-32-7575

ウトロ自然保護官事務所（知床国立公園）☎ 0152-24-2297

羅臼自然保護官事務所（知床国立公園）☎ 0153-87-2402

阿寒摩周国立公園管理事務所（阿寒摩周国立公園）☎ 015-483-2335

阿寒摩周国立公園管理事務所 阿寒湖管理官事務所（阿寒摩周国立公園）

☎ 0154-67-2624

釧路湿原自然保護官事務所（釧路湿原国立公園）☎ 0154-56-2345

## 【国定公園および道立自然公園に関すること】

北海道知事が管理しています。国定公園や道立自然公園が所在する各総合振興局や振興局（野幌森林公園は北海道博物館）にお問い合わせください。

（平日8：45～17：30、土日祝祭日は休み）

・石狩振興局 環境生活課 自然環境係 ☎011-204-5824 FAX 232-1156

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目

担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（石狩市）

・北海道博物館 総務部総括グループ ☎011-898-0456 FAX 898-2657

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

担当区域：道立自然公園野幌森林公園（札幌市、江別市、北広島市）

・渡島総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0138-47-9439 FAX 47-9205

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

担当区域：大沼国定公園（七飯町、鹿部町、森町）

恵山道立自然公園（函館市、七飯町、鹿部町）

松前矢越道立自然公園（松前町、福島町、知内町）

桧山道立自然公園（八雲町）

・檜山振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0139-52-6494 FAX 52-5783

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3

担当区域：桧山道立自然公園（江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町）

狩場茂津多道立自然公園（せたな町）

・後志総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0136-23-1354 FAX 22-5835

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

担当区域：ニセコ積丹小樽海岸国定公園（小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共

和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町）

狩場茂津多道立自然公園（寿都町、島牧村）

・空知総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0126-20-0043 FAX 22-3621

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（新十津川町、雨竜町、北竜町）

富良野芦別道立自然公園（夕張市、芦別市、三笠市）

・上川総合振興局 環境生活課 主査(山岳環境) ☎0166-46-5922 FAX 46-5206

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

担当区域：富良野芦別道立自然公園（富良野市、南富良野町）

天塩岳道立自然公園（士別市、下川町）

朱鞠内道立自然公園（士別市、幌加内町）

・留萌振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0164-42-8437 FAX 42-1650

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2

担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（増毛町、羽幌町）

朱鞠内道立自然公園（羽幌町、遠別町）

・宗谷総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0162-33-2922 FAX 33-2631

〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

担当区域：北オホーツク道立自然公園（猿払村、浜頓別町、枝幸町）

- ・オホーツク総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0152-41-0630 FAX 44-3122  
 〒093-8585 網走市北7条西3丁目  
 担当区域：網走国定公園（網走市、北見市、大空町、斜里町、小清水町、佐呂間町、湧別町）  
 天塩岳道立自然公園（滝上町、西興部村）  
 斜里岳道立自然公園（斜里町、清里町）
- ・胆振総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0143-24-9577 FAX 22-5170  
 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル  
 担当区域：胆振管内に、国定公園及び道立自然公園はありません。
- ・日高振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0146-22-9254 FAX 22-7516  
 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号  
 担当区域：日高山脈襟裳国定公園（日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町）
- ・十勝総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0155-26-9028 FAX 22-3746  
 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目  
 担当区域：日高山脈襟裳国定公園（帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町）
- ・釧路総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0154-43-9154 FAX 41-2703  
 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号  
 担当区域：厚岸霧多布昆布森国定公園（釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町）
- ・根室振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0153-23-6823 FAX 23-6215  
 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地  
 担当区域：野付風蓮道立自然公園（根室市、別海町、標津町）  
 斜里岳道立自然公園（標津町）

※ 北海道では、国定公園や道立自然公園内の行為許可・届出に関する事務を北海道事務決裁規程により出先機関（総合振興局及び振興局又は北海道博物館）が処理しています。また、公園事業認可に関する受付窓口も出先機関（総合振興局及び振興局又は北海道博物館）が担当しています。

## 2. 許認可申請等の流れ（国定公園および道立自然公園）

申請者	北海道の担当者	留意事項等	
事前相談	①規制概要と区域の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内外の判断</li> <li>規制概要の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の位置と概要がわかる資料を担当窓口へ提出してください。FAX やメールでも対応可。</li> </ul>
	↓		
	②手続きの詳細の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続き要否の判断</li> <li>↓</li> <li>許認可基準の判断（現地確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する振興局（野幌森林公園の場合は北海道博物館）の担当者と直接ご相談ください。</li> <li>仕事の都合で担当者が不在のこともありますので、事前に電話等で来庁の連絡をお願いします。</li> <li>来庁の際は、行為の詳細（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）がわかる図面や写真などをご持参ください。</li> </ul>
	↓		
	③事前調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分相当かの判断（現地確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者が許可相当と判断できるまで、行為内容の調整（事前指導）を図ります。</li> </ul>
	↓		
	④申請書類の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類提出前の形式確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載漏れ、添付資料の不足など明らかに申請書類の不備がある場合は、担当者の指導に基づき補正してください。</li> </ul>

申請	⑤申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の受付</li> <li>↓</li> <li>施行規則等で定められた基準に適合するかの審査（振興局）</li> <li>↓</li> <li>審査（本庁）</li> <li>【本庁権限の場合】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出先：各振興局環境生活課（野幌森林公園の場合は、北海道博物館総務部）【郵送も可】</li> <li>部数：1部（ただし、特別保護地区内の行為や大規模な行為及び公園事業認可については、本庁権限のため2部）</li> <li>処理期間：振興局長権限の場合10日間 本庁権限の場合15日間（環境省協議を要する場合45日間）</li> <li>【※書類の補正期間および休日は含まない。】</li> <li>手数料：無料</li> </ul>
	↓		
	⑥申請書類の補正（修正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>補正（修正）対応</li> <li>↓</li> <li>処分決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査中に書類内容の不備等が判明した場合は、担当者から連絡し、書類の補正（修正）を指導します。</li> <li>補正（修正）対応中は、審査が中断されます。</li> </ul>

処分通知	⑦指令（許可・認可）書の受け取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>指令（許可・認可）書の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「許可・認可」、「条件付き許可・認可」、「不許可・不認可」の指令書（許可書等）が振興局（野幌森林公園の場合は、北海道博物館）から交付（郵送）されます。</li> <li>「条件付き許可・認可」、「不許可・不認可」の処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき60日以内に知事に異議申し立てをすることができます。また、行政事件訴訟法に基づき6月以内に北海道を被告として取消訴訟を提起することができます。</li> </ul>
------	------------------	---	--

行為	⑧行為（事業）着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為中の状況確認</li> <li>↓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為（事業）の着手、実施状況及び完了等に関する報告が求められていない場合は、報告の義務はありません。</li> </ul>
	⑨変更手続き【内容が変更になる場合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為完了の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為状況確認のため、担当者が立ち入ることがあります。</li> <li>行為内容が変更になる場合は、担当者に相談願います。変更内容によっては、改めて許可申請が必要です。</li> </ul>
	⑩行為完了		<ul style="list-style-type: none"> <li>許可内容と異なる場合、中止等を命じることがあります。</li> </ul>

※届出行為の場合、通常は⑤（届出書類の提出）までで手続き終了です。

### 3. 行為許可の基準

#### ○国定公園

自然公園法施行規則第11条第1項～第36項の規定において特別地域、特別保護地区、海域公園地区内の行為の許可基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても許可、届出等取扱方針の中でそれぞれの地域毎に工作物の意匠や色彩など許可基準が定められています。

(※21～23 ページ参照。)

場所や目的、用途等により基準が異なっていますので、留意してください。

自然公園法第20条第4項、第21条第4項、第22条第4項の規定において、知事は、許可基準に適合しないものを許可してはならないことになっています。

なお、許可又は届出を要しない行為として自然公園法施行規則第12条（特別地域内）、第13条（特別保護地区内）、第13条の3（海域公園地区内）及び第15条（普通地域内）の規定が定められています。（※19 ページ参照。）

#### 【許可又は届出を要しない行為（例）】

- ・ 道路等から20m以上離れて畜舎を新築する場合
- ・ 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する場合
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する場合
- ・ 地表2.5m以下の高さで、広告物を建築物の壁面や工作物に表示する場合

■一部の地区では、高さや後退距離など特例の許可基準が定められています。

(※18 ページ参照。)

#### ○道立自然公園 北海道立自然公園条例施行規則第18条第1項～第30項の規定において特別地域内の行為の許可基準が定められています。

また、各公園毎に策定されている管理指針においても許可、届出等取扱方針の中でそれぞれの地域毎に工作物の意匠や色彩などの許可基準が定められています。

(※29～33 ページ参照。)

なお、許可又は届出を要しない行為として北海道立自然公園条例施行規則第20条（特別地域内）及び第35条（普通地域内）の規定が定められています。

許可基準や許可・届出を要しない行為の内容は、国定公園とほぼ同じです。

#### ○建築物の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	目的・用途	敷地面積 ※1	建ぺい率※2 建築面積	容 積 率 ※3	高  さ ※4	後退距離 ※5		土地勾配 ※6
						主要道路	敷地界	
特別保護地区	(原則新築不可) 既存の建築物の規模を超えない改築、建替え又は学術研究その他公益上必要なものに限り可。							
第1種特別地域	(原則新築不可) 既存の建築物の規模を超えない改築、建替え又は学術研究その他公益上必要なものに限り可。							
第2種特別地域	農林漁業、公園事業従事者等の住宅	—	—	—	13m以下	—	—	—
	農林漁業に必要な建物	—	—	—	—	—	—	—
	分譲ホテル、集合別荘、集合住宅、保養所	1,000㎡以上	20%以下 2,000㎡以下	40%以下	10m又は 13m以下	20m以上	5m以上	30%以下
	旧分譲地(S50.3.31以前)内の建物	500㎡未満	10%以下	20%以下	10m以下	—	—	—
		1,000㎡未満 1,000㎡以上	15%以下 20%以下	30%以下 40%以下	10m以下 10m以下	—	—	—
その他の建築物	500㎡未満	10%以下	20%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	
	1,000㎡未満	15%以下	30%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	
	1,000㎡以上	20%以下	40%以下	13m以下	20m以上	5m以上	30%以下	

地種区分	目的・用途	敷地面積 ※1	建ぺい率※2 建築面積	容積率 ※3	高さ ※4	後退距離 ※5		土地勾配 ※6
						主要道路	敷地界	
第 3 種 特別地域	農林漁業、公園事業従事者等の住宅	—	—	—	13m 以下	—	—	—
	農林漁業に必要な建物	—	—	—	—	—	—	—
	分譲ホテル、集合別荘、集合住宅、保養所	1,000 m <sup>2</sup> 以上	20% 以下 2,000 m <sup>2</sup> 以下	60% 以下	10m 又は 13m 以下	20m 以上	5m 以上	30% 以下
	旧分譲地 (S50. 3. 31 以前) 内の建物	—	20% 以下 2,000 m <sup>2</sup> 以下	60% 以下	10m 以下	—	—	—
その他の建築物	—	20% 以下 2,000 m <sup>2</sup> 以下	60% 以下	13m 以下	20m 以上	5m 以上	30% 以下	

- ※1 自然公園法及び北海道立自然公園条例の許可基準でいう「敷地面積」には、保存緑地の面積を除きます。
- ※2 「建ぺい率」の算定根拠となる「建築面積」は、付帯工作物（建築設備等建物付属の構造物）を含む建築物の地上部分の水平投影面積であり、建築基準法の算定方法とは異なります。（14 ページ参照。）
- ※3 「容積率」の算定は、建築基準法の定めによります。
- ※4 「高さ」の算定は、避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部（屋上の建築設備（避雷針及び煙突を除く。）を含む）と最低部の高さの差であり、建築基準法の算定方法とは異なります。（14 ページ参照。）
- ※5 「後退距離」の算定は、建物の地上部分の水平投影面積の対象となる水平投影外周線までの距離であり、「道路からの後退距離」は、道路の路肩から測定します。
- ※6 「土地勾配」は、建築物の地下部を含めた当該建築物の水平投影外周線で囲まれる現況の土地の高低差で算定します。（14 ページ参照。）
- ※7 自然公園では、地域の景観を維持するために周辺の自然景観や町並景観に配慮する必要があります。建築物の色彩や屋根の形状などが各公園毎に「管理指針」で定められています。  
目立たないデザインや色彩、勾配屋根等のシンプルな意匠が基本です。  
形状は、次のページの「建築物の望ましい基本的な形状」を参考にしてください。  
なお、風致景観への配慮から外壁面についてはステンレスやガラスなど光を反射する素材の使用を避けるとともに、窓ガラスは建築物全体の外壁面の50%以下を目安とし、ミラーガラスや着色されたガラスまたは反射するガラスの使用は避けてください。  
また、屋根勾配は2寸勾配（10分の2、11.3°）～15寸勾配（10分の15、56.3°）、軒（傾斜部）の突き出しは外壁面より0.45m以上としてください。（陸屋根の場合のパラペットも同様。）
- ※8 建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、当該建築物に付随する建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含みます。  
なお、自然公園法及び北海道立自然公園条例では、自力で移動することが不能と認められる廃車やトレーラハウス等を利用した物置、別荘等は建築物として取り扱われます。
- ※9 数値基準のない定性的な基準については、個々の事案毎に現地の状況において判断のうえ、必要な指導を行います。




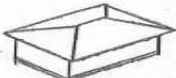








○建築物に共通する主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基 準
特別保護地区 第1種特別地域	●原則不可
第2種特別地域 第3種特別地域	○植生の復元が困難な地域であって史跡名勝又は学術調査の結果、貴重な場所でないこと ○主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ○山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ○外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと

○一般工作物の主な許可基準（建築物を除く。法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基 準
特別保護地区 第1種特別地域	●原則新築不可（ただし、既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築を除く。） ○地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること
第2種特別地域 第3種特別地域	○植生の復元が困難な地域であって史跡名勝又は学術調査の結果、貴重な場所でないこと ○主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ○山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ○外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと ○次の何れかに該当すること ①当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から 20 m以上離れていること ②学術研究その他公益上必要と認められること ③地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること ④農林漁業に付随して行われるものであること ⑤既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること ⑥地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること ⑦既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築であること

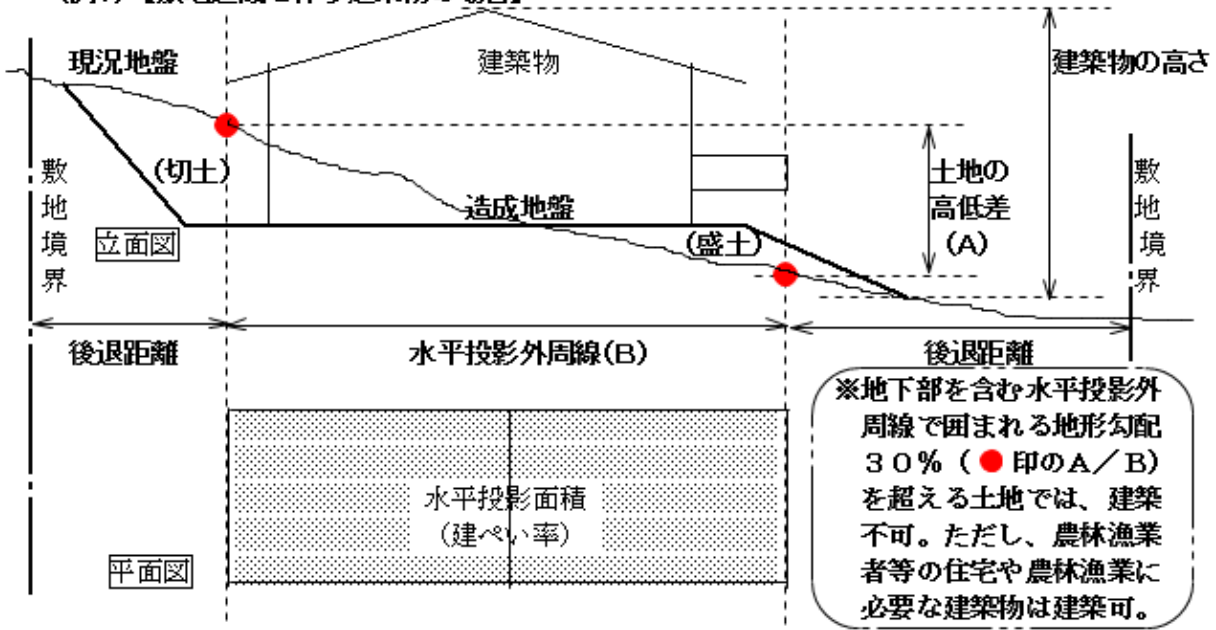
○公園内における建築物の望ましい基本的な形状

望ましい例	一般的に認められない例
 切り妻屋根  寄せ棟屋根	 ドーム  かまぼこ屋根
 入り母屋屋根	 円柱  尖塔
 陸屋根となる場合 （ひさし状パラペット付き）	 バタフライ  陸屋根 （ひさし状パラペット無し）

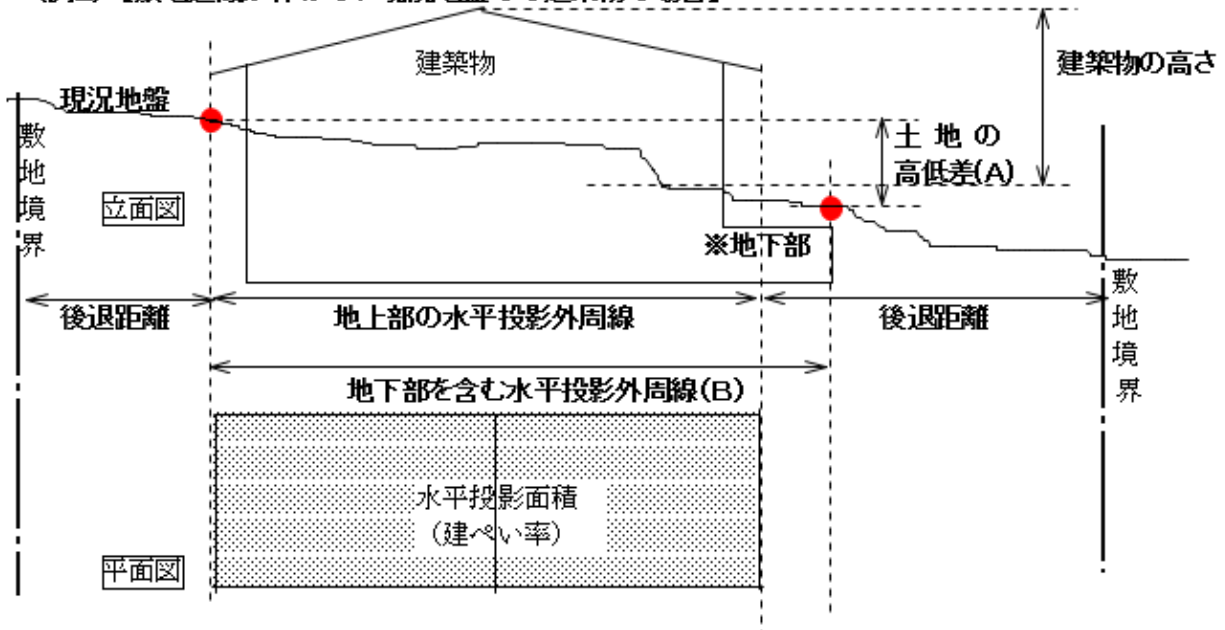
※望ましい屋根勾配は10分の2（2寸）～10分の15（15寸）、軒（傾斜部）の突き出しは外壁面より0.45m以上としてください。（陸屋根の場合のパラペットも同様。）

○工作物の高さ、後退距離、水平投影面積、土地勾配の測定例

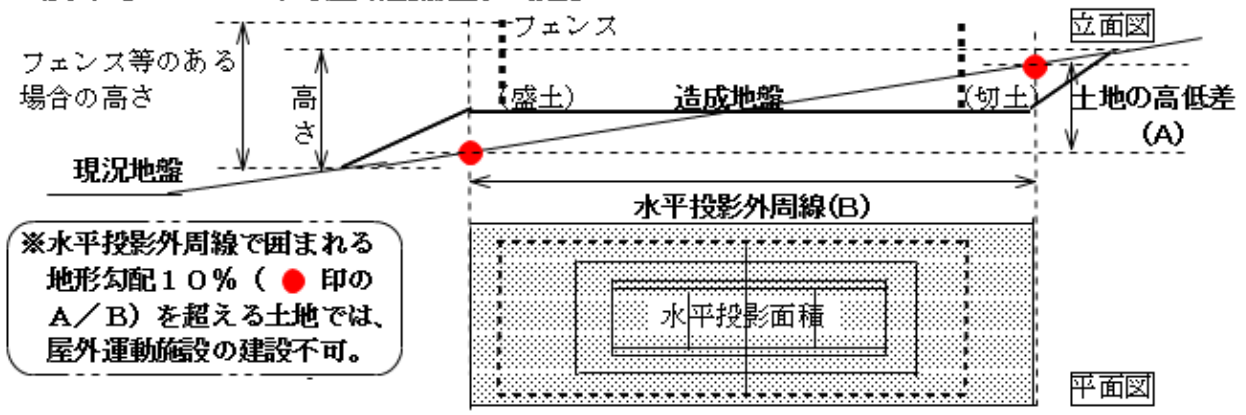
(例1) 【敷地造成を伴う建築物の場合】



(例2) 【敷地造成が伴わない現況地盤での建築物の場合】



(例3) 【テニスコート等屋外運動施設の場合】



○広告物等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

用途区分	設置場所	表示面積	色彩等	高さ	その他の要件
名称、営業内容など事業のために必要な広告物(自己用広告物)	店舗など事務所の敷地内に限る。	5 m <sup>2</sup> 以下 (1基)	光源(表示面)は白色系。動光、点滅は認めない。色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	表示面積は、同一敷地内で合計10 m <sup>2</sup> 以下
店舗、事業所、別荘、保養所などへ誘導するための広告物(誘導広告物)	分岐など設置目的、地理的条件に照らして必要な場所。	1 m <sup>2</sup> 以下 (1基)	光源(表示面)は白色系。動光、点滅は認めない。色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	複数表示する場合の表示面積は、合計10 m <sup>2</sup> 以下
自然の案内や解説などの指導標、案内板	—	5 m <sup>2</sup> 以下 (1基)	光源(表示面)は白色系。動光、点滅は認めない。色彩、形態は周辺の風致景観と調和。	5 m以下	複数表示する場合の表示面積は、合計10 m <sup>2</sup> 以下。設置者名の表示300 cm <sup>2</sup> 以下。
広告物の機能を有するベンチ、くずかご等	—	300 cm <sup>2</sup> 以下 (1基)	色彩、形態は周辺の風致景観と調和。商品名の表示は認めない。	—	営業内容の宣伝の文言は認めない。
行事等で一時的に設置されるものや保安目的等	—	—	—	—	—

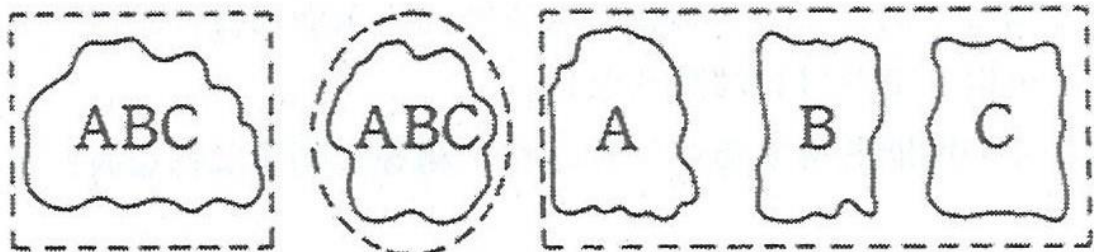
○広告物等の表示面の面積算定例

(自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法 抜粋)

・イ 表示板の場合

表示板の面積を算定する。表示板の形状により板面積の算定が困難な場合には、当該表示板を内包できる長方形または円の面積を算定する。

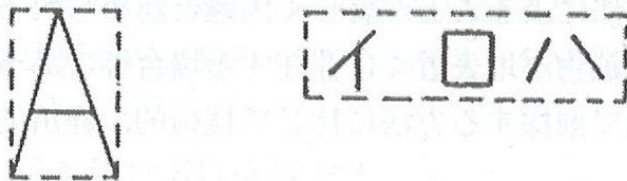
なお、表示板が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の表示板を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。また、表示面の両面に表示されている場合は、両面合わせて一表示面とする。表示面が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合であって、表示面の配列が同一平面上にない場合には、ハにより算定する。



・ロ 壁面等に表示する場合

表示する文字等を内包できる長方形または円の面積を算定する。

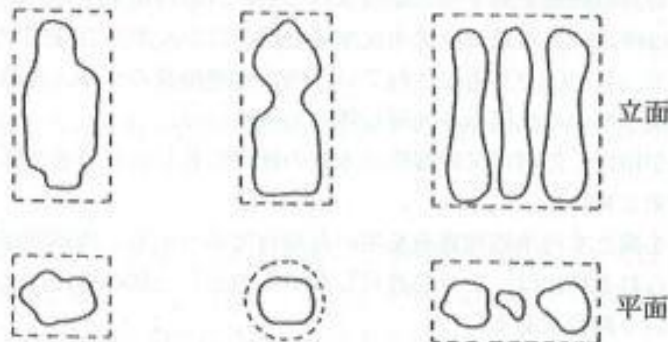
なお、表示する文字等が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の文字等を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。



・ハ 立体的な広告物の場合

広告物の側面積を算定する。広告物の形状により側面積の算定が困難な場合には当該広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。

なお、広告物が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を一表示面として算定する。



○木竹の伐採の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

地種区分	基 準
特別保護地区	●原則伐採不可
第1種特別地域	○単木択伐法によるものであること。 ○小班ごとの択伐率が、現在蓄積の10%以下であること。 ○伐採する立木の樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上であること。
第2種特別地域	○択伐法の場合 ・小班ごとの択伐率が、現在蓄積の30%以下であること。（用材林） ・小班ごとの択伐率が、現在蓄積の60%以下であること。（薪炭林） ・伐採する立木の樹齢が標準伐期齢以上であること。 ・公園事業施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は単木択伐法であること。 ○皆伐法の場合 ・伐採する立木の樹齢が標準伐期齢以上であること。 ・当該伐区が主要な公園利用地点から望見される場合は、1伐区の面積が2ha以内であること。 ・当該伐区が、皆伐法による伐採後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 ・公園事業施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）でないこと。
第3種特別地域	施業要件なし。
各地域共通	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持に必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理又は測量のために行われるもの。



## ○指定動植物の採取等の主な許可基準（法及び条例の施行規則で定められているもの）

特別地域及び海域公園地区では、採取（捕獲・採捕）又は損傷を規制されている動植物が指定されています。

**【主な許可基準】** 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

指定動植物の種類は、北海道環境生活部自然環境局自然環境課のホームページからご覧いただけます。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/shiteidoushokubutu.htm>）

## ○屋外に自動販売機を設置する場合

国定公園や道立自然公園の特別地域内において、屋外に自動販売機を設置する場合も工作物の新築許可が必要です。

許可に際しては、一般工作物の許可基準が適用されますが、自動販売機の色等については、清涼飲料自販機協議会（全国清涼飲料工業会、日本自動販売協会、日本自動販売機工業会、日本自動販売機保安整備協会）が2006年1月に制定した「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」（<http://www.jsvmc.jp/guideline/view2.html>）に沿ったものとしてください。

【参考：「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」】

風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン

**位置**

自動販売機の設置に当たっては、隣接する建築物との調和を図ります。

---

**色彩**

基調となる色彩は清涼飲料自販機協議会により推奨される色彩「修正マンセル表色系5Y7.5/1.5」またはそれに相当する「(社)日本塗料工業会2009年E版塗料用標準色E25-75C」を原則とします。

業界推奨  
カラーイメージ

※色見本ではありません。  
正確な色彩は、上記の色番号でご確認下さい。

---

**デザイン・形態等**

周辺景観との調和に配慮し、商標・ロゴマーク等は購入する人が分かり易く識別できる必要最小限の表示とします。

---

**広告物**

広告物は周辺景観との調和を図り、必要最小限の貼付とします。

※ポスター、商品ステッカー

＜自動販売機表示例＞

当表示例は、景観に関する対応の代表事例です。

**商標・ロゴマーク**

※無印または、隠蔽が好ましい。

**商品見本**

**住所表示ステッカー**

この地域は 子代田 自治体 17日 2月 3日

※清涼飲料

**自動販売機販売管理者ステッカー (統一ステッカー)**

管理責任者 田中 太郎 代表取締役 田中 太郎  
〒123-4567 東京都千代田区千代田 1-1-1  
TEL: 03-1234-5678

※無印推奨

「自動販売機自主景観ガイドライン」に定めのない内容、及び自治体からの景観について特別の要請等がある場合には、その内容について自治体と十分協議の上、清涼飲料自販機協議会と連携し具体的な解決方法を検討します。

---

お問い合わせ先

「清涼飲料自販機協議会」加盟団体

<p><b>(社)全国清涼飲料工業会</b></p> <p>TEL:03-2278-1208 FAX:03-2278-1208 〒100-0002 東京都中央区日本橋通1-2-3 OMCビル <a href="http://www.j-cda.or.jp">http://www.j-cda.or.jp</a></p>	<p><b>日本自動販売協会</b></p> <p>TEL:03-2636-0901 FAX:03-2636-0992 〒105-0804 東京都港区新橋3-9-14 田村ビル <a href="http://www.jsvm.or.jp">http://www.jsvm.or.jp</a></p>	<p><b>一般社団法人 日本自動販売機工業会</b></p> <p>TEL:03-2421-7443 FAX:03-2421-1807 〒105-0881 東京都港区新橋3-31-4 新橋SDビル <a href="http://www.jsvmc.jp">http://www.jsvmc.jp</a></p>	<p><b>日本自動販売機保安整備協会</b></p> <p>TEL:03-2420-1824 FAX:03-2420-1728 〒105-0804 東京都港区新橋3-35-5 第二本館ビル <a href="http://www.jibokyo.or.jp">http://www.jibokyo.or.jp</a></p> <p style="text-align: right;">協賛団体 2011.01.</p>
---	--	---	---

（清涼飲料自販機協議会のホームページより）

### ○特例の許可基準が定められている地区

公園名	地区名	行為の種類	特例の許可基準の概要
網走国定公園	天都山	その他建物	高さ、後退距離を緩和
	能取工業団地	その他建物	後退距離を緩和
	女満別集団施設	その他建物	後退距離、建ぺい率を緩和
		広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
	天都山さくら公園、卯原内、呼人浦、女満別湖畔・栄浦、100km マラソン大会	広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
浜小清水	車馬禁	規制日以前から継続反復しているものを緩和	
ニセコ積丹小樽海岸国定公園	祝津集団施設、ワッカケ岬、群来、野塚、西河来岸、神岬、川白オネナイ、盃温泉	集合別荘、集合住宅、保養所等	保存緑地、最小敷地面積、一戸当たり敷地面積、建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
		その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
	沖町、歌棄、厚苫、雷電、昆布温泉	その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離を緩和
	ニセコ連峰	広告物等	地域行事の一時的な広告物の設置を緩和
	白樺山、シャクナゲ岳	車馬禁	規制日以前から継続反復しているものを緩和
	ニセコひらふ	分譲ホテル ※	高さ、一戸当たり敷地面積、建ぺい率、容積率、後退距離、建築面積を緩和
		分譲ホテルに付随する その他工作物	主要道路からの後退距離を緩和
大沼国定公園	南大沼	集合別荘等	建ぺい率、容積率、後退距離、高さを緩和
		その他建物	建ぺい率、容積率、後退距離、高さを緩和
	西大沼	集合別荘等	主要道路後退距離を緩和
		その他建物	主要道路後退距離を緩和
日高山脈襟裳国定公園	アポイ	鉱物の採掘	規制日以前の基準（審査指針）に緩和

※特例基準の詳細内容は、関係する各総合振興局や振興局にご確認ください。

※ニセコ積丹小樽海岸国定公園ニセコひらふ地区の分譲ホテルで、特例の許可基準が適用される分譲ホテルは、全ての居室が旅館業法に基づく旅館業を営む建築物に限られます。

### ○ニセコ地区における景観形成

北海道（建設部まちづくり局都市計画課）では、北海道景観条例に基づき羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）を指定し、建築物や広告物など良好な景観形成を推進しています。

ニセコ積丹小樽海岸国定公園内の行為については、自然公園法の規定が適用されますが、風致景観の判断に際して地域の一体的な景観形成を図るため平成20年9月に北海道建設部まちづくり局都市計画課が作成した「景観形成の基準解説」を参考にして指導することがあります。地域の景観づくりにご理解とご協力をお願いします。

- (例) ・全体としてまとまりのある形態意匠・・・「景観形成の基準解説」P. 56  
 ・周辺景観と調和する色彩・・・「景観形成の基準解説」P. 56  
 ・付属する設備等に配慮・・・「景観形成の基準解説」P. 57  
 ・周辺景観を著しく阻害する形態意匠・・・「景観形成の基準解説」P. 58、59

「景観形成の基準解説」 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.html>)

### ○許可・届出を要しない行為（特別地域内）の概要

特別地域内における以下のような行為については、施行規則の規定により許可（届出）を要しない行為になっていますので、許可（届出）を受けずに行うことができますが、自然公園の中であることに配慮し、形状・色彩が周囲の風致又は景観と調和することや行為の規模を必要最小限にしてください。

行為	許可・届出を要しない行為の主なもの
工 作 物 の 新 築 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○溝、井せき、とい、水車、農林業用水槽等の新築・改築・増築。</li> <li>○門、生垣、高さ3 m以下かつ水平投影面積30 m<sup>2</sup>以下のきん舎等の新築・改築・増築。</li> <li>○社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等の新築・改築・増築。</li> <li>○道路等、公衆が通行し又は集合する場所から20 m以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000 m<sup>2</sup>以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等の新築・改築・増築。</li> <li>○ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等の新築・改築・増築。</li> <li>○自然公園法又は北海道立自然公園条例の許可を受けて行う行為に必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）の新築・改築・増築。</li> <li>○信号機の新築・改築・増築。</li> <li>○道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更をおよぼさないもの。</li> <li>○宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</li> <li>○巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。</li> <li>○測量法に規定する測量標を設置すること。</li> <li>○テレビ放送の受信用アンテナを設置すること。</li> </ul>
木 竹 の 伐 採	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宅地の木竹を伐採すること。</li> <li>○自家用のために木竹を伐採（塊状択伐を除く。）すること。</li> <li>○農業用に栽培した木竹を伐採すること。</li> <li>○枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</li> <li>○森林の保育のために下刈し、つる切りし、又は間伐すること。</li> <li>○牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。</li> </ul>
土 石 等 の 採 取	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宅地内の土石を採取すること。</li> <li>○土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 （※小石を拾う程度の行為に限る。）</li> <li>○道路等、公衆が通行し又は集合する場所から20 m以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。</li> </ul>
広 告 物 等 の 掲 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地表から2.5 m以下の高さで、広告物等を建築物や工作物に表示すること。</li> <li>○法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。</li> <li>○鉄道の駅舎やバスの待合所等において、駅名板、停留所標識、料金表等を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</li> <li>○森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。</li> <li>○漁港漁場整備法の規定による漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</li> </ul>
物 の 集 積 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1.5 m以下の高さで、かつ、10 m<sup>2</sup>以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。</li> <li>○耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの。</li> <li>○森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。</li> <li>○木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。</li> </ul>
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物等を修繕するために必要な行為（維持管理行為と判断されるもので、規模、形状・色彩等の外観に変更が生じないものに限る。）</li> </ul>

※ 上記以外にも、軽微な行為や他の法令に基づく行為など許可（届出）が不要になるものがありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

#### 4. 公園事業の認可の基準

##### ○国定公園

北海道国定公園事業取扱要領第2の5の規定で審査基準が定められています。  
また、各公園毎に策定されている管理指針においても公園事業取扱方針の中でそれぞれの地域毎に施設の高さ、建ぺい率、形状や色彩など審査基準が定められています。（※24～28 ページ参照。）

場所や事業の種類等により取り扱いが異なりますので、留意してください。

なお、認可を受けた事業の内容を変更する場合も変更の認可申請が必要ですが、軽微な変更については認可を要しないものとして自然公園法施行規則第3条各号において次のとおり定められています。

##### 【変更認可を要しない軽微な事項】

- ・事業執行者の氏名（法人にあっては代表者）、名称、住所の変更
- ・公園施設の管理又は経営の方法
- ・公園施設の構造（規模、色彩又は形態の変更を伴わないもの）
- ・施設の供用開始の予定年月日
- ・工事の施工予定期間

※変更申請は不要ですが、自然公園法第16条第4項の規定において準用する法第10条第9項の規定に基づく届出が必要です。

##### ○道立自然公園

道立自然公園事業取扱要領第2の2の規定で認可基準が定められています。  
また、各公園毎に策定されている管理指針においても公園事業取扱方針の中でそれぞれの地域毎に施設の高さ、建ぺい率、形状や色彩など審査基準が定められています。（※34～36 ページ参照。）  
認可基準や変更認可を要しない軽微な変更については、国定公園とほぼ同じような内容です。

※数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断のうえ、必要な指導を行います。

##### ○公園事業認可の審査（認可）基準（公園事業取扱要領で定められているもの）

審査（認可）基準
(1) 公園計画及び公園事業の決定事項に適合すること。
(2) 公園管理指針の規定に適合すること。
(3) 付帯施設がある場合には、付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
(4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
(5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
(6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
(7) 利用施設について、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
(8) 公園事業の執行が公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
(9) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
(10) 公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
(11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。



5. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

（令和4年10月末現在）

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園	
(1) 建築物	屋根の形状	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として切妻、寄棟等。やむを得ず陸屋根の場合、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）	原則として切妻、寄棟等。やむを得ず陸屋根の場合、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）。カマボコ型の倉庫等は避ける	
	屋根の色彩	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色	原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色など	原則としてこげ茶色。周囲の状況により赤錆色、暗緑色、群青色など	
	外壁の色彩	原則としてクリーム色、灰色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、グレー色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、灰白色、茶色系統や自然材料の色彩など周辺の自然環境と調和のもの	原則としてクリーム色、グレー色、白色、茶色系統及び自然材料の色彩	原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系統及び自然材料の色彩
	デザイン等	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※	極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたもの ※
	修景緑化	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	可能な限り現地産樹木等の植栽を行う
(2) 道路	防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色	防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色	防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色	防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色	防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色	
	防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防雪柵等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	防雪柵等は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色	
	現道路から湖側は、原則として拡幅を認めない					
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架	電力、電話の共架	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架	電力、電話の共架	
	利用拠点では可能な限り地下埋設	利用拠点では可能な限り地下埋設	利用拠点では可能な限り地下埋設	利用拠点では可能な限り地下埋設。	利用拠点では可能な限り地下埋設	
	色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	色彩は、原則として灰色又はこげ茶色	
(4) その他の工作物	色彩は、原則として灰色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統	
(5) 風力発電施設			原則として許可しない。			

※ 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。

※ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の高さや建ぺい率、後退距離などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

（令和4年10月末現在）

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
木竹の伐採	利用拠点の周辺、公園車道、自転車道及び歩道沿線は、風致に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、環境に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、自然環境に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、風致に与える影響が少ない施業方法	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線は、自然環境の保全に留意した施業方法
鉱物又は土石の採取 (1) 鉱物の掘採	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない
(2) 土石の採取	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない。温泉ボーリングは、公益目的及び共同利用以外は認めない	原則として漁港整備など公共事業及び農林水産業に必要な行為以外は認めない	原則として業として行う大規模なものは認めない
広告物 (1) 営業用 広告物	設置場所	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	原則として現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される箇所は、集合看板とする	原則として現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗、事務所等へ誘導するものは進入分岐点に認めるが、多数設置されている地区は、集合看板とする。能取漁港地域での煙突の壁を利用した広告は認めない
	色 彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材 料	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材	極力、木材等の自然素材
(2) 公共的 広告物 指導標 案内板	設置場所	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する	利用上の効果を考え、適切な箇所を検討する
	色 彩	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	原則として白、黒、こげ茶色を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材 料	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材

※ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の伐採率や高さ、表示面積などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

6. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（普通地域）

（令和4年10月末現在）

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
工作物 (1) 建築物	周辺地域の風致に与える影響が予測されるので、原則として建築物の高さは、周辺の樹木の高さ等を考慮して、最高で20mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周辺の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする	周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さ等を考慮して、最高15mとする

※ 普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、自然公園法施行規則第14条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

7. 国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(令和4年10月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岬岨	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
<p>宿舎</p> <p>（旅館業法の許可を必要とする施設で、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供するもの。別荘、分譲ホテル、保養所、社員寮、下宿を除く。）</p>	<p>【全地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p>	<p>【全地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 収容力に見合った駐車スペースを確保する</p>	<p>【全地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 収容力に見合った駐車スペースを確保する</p>	<p>【全地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p>	<p>【全地区】</p> <p>デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p>
	<p>【南大沼集団施設地区・南部整備計画区】</p> <p>高さ16m以内</p>	<p>【祝津集団施設地区】</p> <p>高さ 15m以内 後退距離(外壁面) 道道歩道敷2m以上</p>		<p>【女満別集団施設地区】</p> <p>高さ 本屋17m以内</p>	
		<p>【湯本温泉集団施設地区】</p> <p>高さ A地区20m以下 B地区16m以下 C地区13m以下 建ぺい率50%以下 後退距離(水平投影外周) 主要道路20m以上 その他道路5m以上 敷地境界 5m以上</p>		<p>【富富士、栄浦、三里浜、テイネイ】</p> <p>高さ 本屋17m以内 塔屋22m以内</p>	
		<p>【比羅夫】</p> <p>高さ22m以内 後退距離(水平投影外周) 主要道路10m以上</p>		<p>【能取湖・能取半島】</p> <p>高さ 15m以内 設置位置は内陸側</p>	
		<p>【ニセコアンヌプリ南麓】</p> <p>高さ 本屋15m以内 塔屋18m以内</p>		<p>【ニツ岩、呼人浦】</p> <p>高さ 30m以内</p>	
		<p>【昆布温泉】</p> <p>高さ 本屋20m以内 塔屋25m以内 建ぺい率50%以下</p>			
		<p>【ワイスホルン、新見温泉、朝日温泉、五色温泉、忍路湾、野塚】</p> <p>高さ 15m以内</p>			
		<p>【雷電温泉】</p> <p>高さ 26m以内</p>			
		<p>【盃】</p> <p>高さ もいわ荘（H6年整備）の地盤 高を基準に19m以下</p>			

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(令和4年10月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路(車道)	<p><b>【全路線】</b> 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p><b>【大沼周回線】</b> 道路の改良に当たっては、周囲の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p> <p><b>【小沼周回線】</b> 現道の改良に当たっては、長大法面が生じないような工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p> <p><b>【大沼鹿部線】</b> 現道の改良に当たっては、支障木の伐採を極力伴わない。</p> <p><b>【日暮山線】</b> 区間の改良に当たっては、樹木の伐採を極力避け、拡幅も最小限とする。拡幅が困難な場合は車両交差のための待避所の方法なども検討する。</p>	<p><b>【全路線】</b> 整備改良に当たっては、出来る限り現在の道路敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては極力、立木の伐採などが生じないように努め、未開通部分の車道整備に当たっては、出来る限り大規模な土地の改変を避け、トンネル、橋梁を主体として自然環境の保全に留意する。 法面工事の施工に当たっては、既存の植生に配慮しながら緑化するなどし、自然公園にふさわしい道路となるよう整備に努める。また、擁壁、トンネルの開口部などに、必要に応じて自然石又は自然石を模した材料などを検討することや道路の防護柵や街路灯などのデザインや色彩への配慮とともに、トンネル、覆道などに付帯する建築物も陸屋根を避けるなど周囲の自然環境との調和を図る。 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p>	<p><b>【全路線】</b> 整備改良に当たっては、できる限り既存敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては、必要に応じ環境調査等を行い、支障木の伐採等改変を最小限にとどめるなど、自然公園にふさわしい道路となるよう留意する。 法面は張芝等により緑化するとともに、擁壁等の生ずる部分には周囲の自然環境との調和に留意した施工とし、必要により自然石等を検討する。 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p><b>【雨竜線】</b> <b>（一般道道暑寒別雨竜停車場線）</b> 今後の交通量の増加に対応するため、線形拡幅等の整備のほか、舗装の整備に努めるとともに、周囲の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行う。 <b>（町道暑寒別線）</b> 一般道道暑寒別雨竜停車場線と同様。</p>	<p><b>【全路線】</b> 整備改良に当たっては、できる限り既存敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。自然林内を通る部分の改良等に当たっては、支障木の伐採を最小限にとどめる。 法面は既存植生に配慮しながら緑化する。 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p> <p><b>【サロマ湖畔線】</b> <b>【円山線】</b> <b>【能取美岬線】</b> <b>【二ツ岩美岬線】</b> <b>【網走湖周回線】</b> <b>【大曲線】</b> 今後の整備については現道の改良程度にとどめる。</p> <p><b>【栄浦ワッカ線】</b> 今後の整備については現道の改良程度にとどめ、海浜植生に及ぼす影響を極力排除する。 <b>【能取湖能取半島周回線】</b> 今後の整備については、トンネル工事を早期に完成させるとともに、それ以外の地域は現道の改良程度にとどめる。</p>	<p><b>【全路線】</b> 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。 法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。</p> <p><b>【日高清水線】</b> (一般国道274号) 道路改良に当たっては、沿道の森林植生の保護に留意する。</p> <p><b>【額平川線】</b> 道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p><b>【新冠川線】</b> <b>【ペテガリ線】</b> 危険箇所も多いことから道路改良に当たっては交通安全対策を講ずる。</p> <p><b>【アボイ線】</b> 道路改良に当たっては、極力、現道を利用し、自然環境に配慮する。</p> <p><b>【幌満峡谷線】</b> 道路改良に当たっては、周辺の自然環境に配慮しながら、歩道を併設した道路とする。</p> <p><b>【冬島旭線】</b> (一般国道336号) <b>【黄金道路線】</b> (一般国道336号) 道路改良に当たっては周辺の自然環境などに配慮する。</p>

※ 宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(令和4年10月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路(車道)	<p><b>【専菜沼小沼線】</b> 現道の改良等に当たっては、長大法面が生じないような工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮する。また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。</p>	<p><b>【倶知安ニセコ線】</b> 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、お花畑の周辺の自然環境に配慮する。</p>	<p><b>【雄冬線】</b> (国道231号線) 改良に当たっては、周囲の自然環境や海食崖景観等に配慮する。</p>	<p><b>【能取砂嘴線】</b> 今後の整備にあたっては既存道路は改良程度にとどめるものとし、特に湖口周辺の海浜植生に配慮する。また、湖口左岸から右岸間の整備は、今後の利用動向などを見ながら整備する。</p>	<p><b>【襟裳岬線】</b> 今後の整備については、歩道及びサイクリングロードを併設した整備を検討する。</p>
	<p><b>【大沼岬線】</b> 現道の改良に当たっては、樹木の伐採を極力伴わない。</p>	<p><b>【岩内ニセコ線】</b> 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努めるなど、周辺の自然環境に配慮する。</p>	<p><b>【大別荊山道線】</b> (旧国道) 必要最小限の改良にとどめ、周囲の自然環境に配慮する。</p>	<p><b>【天都山線】</b> 今後の整備にあたっては、縦貫道路及び大曲線に至る道路は改良程度にとどめるものとし、呼人浦宿舎に至る道路は勾配が急なため線形改良が必要と考えられ、湖畔から望見されないような線形とするなど考慮し、支障木の伐採も最小限とする。</p>	<p><b>【豊似湖線】</b> 今後の改良にあたっては、既存林道の改良にとどめ、できる限り、立木の伐採が生じないように努めるなど、周囲の自然環境に配慮する。</p>
	<p><b>【駒ヶ岳登山線】</b> 大沼周回線から分岐する道路の一部に未開設区間があるので、今後の利用動向を踏まえて整備を図る。また、第1種特別地域を通過する部分については自然環境の保全に充分配慮する。</p>	<p><b>【雷電海岸線】</b> <b>【積丹岬連絡線】</b> 道路改良に当たっては、周囲の自然環境や海食崖景観などに配慮する。</p>	<p><b>【厚田浜益線】</b> 今後の交通量の増加に対応するため、線形拡幅等の整備のほか、防雪、防護柵、歩道、その他道路維持のための整備を図り、道路改良にあたっては、周囲の自然環境や海食崖景観等に配慮する。</p>		
		<p><b>【朝日温泉線】</b> 道路改良に当たっては、舗装の早期整備に努めるとともに、周囲の自然環境や風致の維持に配慮する。</p>	<p><b>【送毛山道線】</b> (村道毘砂別送毛線) 改良に当たっては、極力立木の伐採が生じないように努めるほか、周囲の自然環境に配慮する。</p>		
		<p><b>【ワイス連絡線】</b> <b>【昆布連絡線】</b> <b>【比羅夫連絡線】</b> 道路改良に当たっては、周囲の自然環境や風致の維持に配慮する。</p>	<p><b>【天売島周回線】</b> (道道天売島線) <b>【鷹の巣線】</b> (町道東浜緑丘線) <b>【焼尻島周回線】</b> (道道焼尻島線) 改良に当たっては、周囲の自然環境や風致景観に配慮する。</p>		
		<p><b>【岩内蘭越線】</b> 道路改良に当たっては、極力、立木の伐採が生じないように努める。</p>			

※ 宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(令和4年10月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岨岨	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路（車道）		<p><b>【アンヌプリ南麓連絡線】</b>  <b>【モイワ連絡線】</b>                      道路改良は必要最小限とし、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p><b>【成田温泉線】</b>                      道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p><b>【積丹縦貫線】</b>                      道路改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖などに配慮する。なお、現在進めている道路改良工事に伴い海食崖などが遠望出来なくなることから、廃道敷の取扱について関係機関と調整する。</p> <p><b>【盃温泉連絡線】</b>                      道路改良に当たっては、舗装の早期整備を図るとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。</p> <p><b>【祝津連絡線】</b>                      道路改良に当たっては、現在の道路敷地内にとどめる。</p> <p><b>【神威岬線】</b>                      利用者の安全確保に努める。</p>			

※ 宿舎、道路（車道・自転車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(令和4年10月末現在)

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸岨公園	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路（自転車道）	<p><b>【大沼周回線】</b>                      整備に当たっては、周辺の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。                      また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わない。                      付帯施設等は、許可取扱の工作物（建築物、道路）と同様とする。</p>			<p><b>【網走常呂線】</b>                      整備に当たっては維持管理程度とし、最小限の改良や、利用動向等を見ながら、コースの概況案内図や休憩所等の配置などを検討する。また、車道や歩道との間の防護柵や交差点における安全施設などを検討する。</p>	

※ 宿舎、道路（車道・自転車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。



8. 道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】（令和4年10月末現在）

行為の種類		恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園【半島地域区】	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
工作物 (1) 建築物	屋根の形状	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。ただし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。しかし、周囲の状況に応じ陸屋根も認める	原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則、パラペット
	屋根の色彩	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。ただし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶系。しかし、周囲の状況に応じて赤錆色、暗緑色等も認める	こげ茶とするほか周囲の状況に応じ赤錆色、暗緑色等も認める
	外壁の色彩	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地	原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地
	デザイン等	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※	極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの※
	修景緑化	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には在来種を用いた植栽を可能な限り行う	建築物周囲には郷土産樹木等により緑化を行う
(2) 道路		大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則	大型視線誘導標や電光掲示板等の支柱、防護柵、防護ネットは、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則
		主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮	主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮	主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮	主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮	主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮	主要道路の防雪柵は、不必要な期間の取り外しや折り畳み等を考慮
		残土は、公園区域外に搬出	残土は、公園区域外に搬出	残土は、公園区域外に搬出	残土は、公園区域外に搬出	残土は、公園区域外に搬出	残土は、公園区域外に搬出

※ 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。

※ 特別地域内の高さや建ぺい率、後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（令和4年10月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園【半島地域区】	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(2) 道路	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める	裸地、法面は緑化を原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。自然石や自然石に模した材料等の使用に努める
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則	極力新築しない	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則	極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則
	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設	主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向では極力、地下埋設
	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。鉄塔・アンテナ等が複数現存する場所では、建て替えの際に可能な限り統合	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。鉄塔・アンテナ等が複数現存する場所では、建て替えの際に統合	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線からの景観に支障のある場所には新築しないことを原則とする	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする	鉄塔・アンテナ等は、主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする

※ 特別地域内の高さや後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（令和4年10月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(4) その他の工作物	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地</p>	<p><b>【島嶼区】</b> 色彩は、原則として茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地。 裸地等には、在来種を用いた植栽を可能な限り行う</p> <p><b>【半島地域区】</b> 主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>	<p>主要な展望地や利用動線からの景観に配慮。 色彩は、原則として茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地。</p>
木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p><b>【島嶼区】</b> 原則、学術研究や生態調査等に限る</p> <p><b>【半島地域区】</b> 主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所や保全上重要な地域に当たる森林については、風致景観に十分配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、風致の保護に配慮した施業方法</p>	<p>主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象場所については、自然環境の保全に留意した施業方法</p>
植物の採取、損傷	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p><b>【島嶼区】</b> 原則、学術研究や生態調査等に限る</p> <p><b>【半島地域区】</b> 公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける</p>	<p>公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避ける。 行為者には採取等に係る調査結果の報告を求め、公園の保護管理に活用を図る</p>

※ 特別地域内の伐採率などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（令和4年10月末現在）

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園	
広告物 (1) 指導標 案内板	設置場所	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	<b>【島嶼区】</b> 大島は、原則、防災等に必要不可欠なものに限る <b>【半島地域区】</b> 設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	設置目的を考慮し、展望や風致に支障がないよう適切に配置	利用上の効果を考え、適切な設置箇所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮
	色 彩	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	<b>【島嶼区】</b> 原則、茶色系、灰色、黒色、白色系等又は自然材料素地。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める <b>【半島地域区】</b> こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材 料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料
(2) 営業用 広告物	設置場所	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	<b>【半島地域区】</b> 現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板	現に営業を行っている敷地以外の設置は認めない。店舗等が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。多数設置される場所は、集合看板

※ 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要（特別地域）

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

（令和4年10月末現在）

行為の種類		恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
(2) 営業用 広告物	色 彩	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	【半島地域区】 こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める	こげ茶色、黒、白を基調。ただし、部分的な使用であれば赤、青、緑等の原色も認める
	材 料	極力、自然材料	【半島地域区】 極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料	極力、自然材料

※ 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。  
また、普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、北海道立自然公園条例施行規則第34条に規定されています。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

9. 道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(令和4年10月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
<p>（ 旅館業法の許可を必要とする施設で、不特定多数の公園利用者の宿泊の用に供するもの。別荘、分譲ホテル、保養所、社員寮、下宿を除く。）</p>	<p><b>【全地区】</b> 宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様</p>	<p><b>【知内温泉】</b> 宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p><b>【賀老高原集団施設地区】</b> デザイン、色彩等は許可取扱と同様統一性のあるもの。 地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p><b>【尾岱沼】</b> 地区の利用目的を考慮する <b>【走古丹】</b>地区の地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>	<p><b>【朱鞠内湖畔】</b> 宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 拠点としての利用目的を考慮する</p>	<p><b>【クッチャロ湖集団施設地区】</b> デザインは、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたもの。 原則として勾配屋根。やむを得ず陸屋根の場合、原則、パラペット。 屋根の色彩は、こげ茶とするほか周囲の状況に応じ赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁の色彩は、原則として茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地。 高さ 20m以下 後退距離は、湖岸や道路から極力後退させる</p>
	<p><b>【川汲温泉、大船下の湯】</b> 地区の利用のあり方検討した上で取り扱う</p>					
	<p><b>【恵山温泉】</b> 利用動向を踏まえ、検討する</p>		<p><b>【須築、千走温泉、熊尻溪谷】</b> 宿泊施設は必要最小限とし、デザイン、色彩等は許可取扱と同様。 地区の利用目的を考慮する</p>			
	<p><b>【水無温泉】</b> 海岸景観に与える影響に配慮する</p>					
	<p><b>【大船上の湯】</b> 拠点としての利用目的を考慮する</p>					

※ 宿舎、道路（車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(令和4年10月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
道路(車道)	<p><b>【基本方針】</b> 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物に準じる。</p>	<p><b>【基本方針】</b> 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p>	<p><b>【基本方針】</b> 整備に当たっては、自然改変を最小限とするとともに、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮する。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p>	<p><b>【基本方針】</b> 整備に当たっては、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮し、自然改変を少なくする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p>	<p><b>【基本方針】</b> 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設等は、許可取扱の工作物の道路に準じる。</p>	<p><b>【全路線】</b> 付帯施設等は、許可取扱の工作物(建築物、道路)と同様とする。</p>
	<p><b>【白尻豊崎線】</b> (旧・大船川線) <b>【函館南茅部線】</b> (旧・川波函館線) <b>【恵山線】</b> <b>【川波公園線線】</b> 整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p><b>【湯の里線】</b> 整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p><b>【海岸周回線】</b> (一般国道229号) 整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮する。</p>	<p><b>【野付崎線】</b> (一般道道野付風蓮公園線) <b>【尾岱沼線】</b> (一般国道224号) <b>【風蓮湖岸線】</b> (一般国道44号、24号) <b>【別海・走古丹線】</b> (一般道道風蓮湖公園線) 整備に当たっては、野生動植物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p><b>【雨竜旭川線】</b> (道道雨竜旭川線) <b>【朱鞠内風蓮線】</b> (旧・浜牛内風蓮線、道道朱鞠内風蓮線) <b>【朱鞠内母子里線】</b> (旧・北竜美深線、国道275号) <b>【蔭之台朱鞠内線】</b> (旧・朱鞠内蔭之台線、道道蔭之台朱鞠内停車場線) <b>【滝の沢線】</b> <b>【名寄遠別線】</b> (道道名寄遠別線) 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、野生生物に与える影響や風致の維持に配慮する。</p>	<p><b>【ポン沼線】</b> (道道浅茅野台地浜頓別線) <b>【山軽線】</b> 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。</p>
	<p><b>【元村恵山線】</b> (旧・御崎元村線) <b>【南茅部戸井線】</b> (一般国道278号、主要道道函館恵山線) 整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p><b>【小谷石渡島知内停線】</b> <b>【岩部渡島福島停線】</b> <b>【函館江差線】</b> (一般国道228号) 整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。</p>	<p><b>【泊川溪谷線 賀老溪谷線】</b> 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。 未整備区間については、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。</p>	<p><b>【ヤリムカシ線】</b> 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。</p>		<p><b>【湖畔線】</b> 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致景観の維持に努めるとともに野生生物に与える影響に配慮する。</p>
						<p><b>【斜内線】</b> 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に努める。</p>

※ 宿舎、道路(車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

道立自然公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】

(令和4年10月末現在)

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	狩場茂津多道立自然公園	野付風蓮道立自然公園	朱鞠内道立自然公園	北オホーツク道立自然公園
道路（車道）	<p>【汐首展望線】 当地区のあり方を検討した上で取り扱う。</p>		<p>【狩場山麓縦貫線】 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。</p> <p>【馬場川線】 【太櫓海岸線】 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。</p>			<p>【ウスタイベ線】 (国道238号線) 整備に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。</p> <p>【カムイト沼線】 整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。</p>

※ 宿舎、道路（車道）以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

※ 数値基準のない定性的な基準（例：「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。）については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。



## 10. 申請書の記載例

申請書は、それぞれの案件毎に様式が定められており、行為や事業の内容によって記載内容が違ってきます。

それぞれの様式の巻末に記載されている添付図面や記入上の注意事項に留意のうえ、39 ページ以降の記載例を参考にしてください。

### ○申請書に記載する事項（特別地域内で建築物を新築する行為許可申請の場合の記載方法を説明します。）

#### ①申請書の頭書き

ア 不要な項目（文字）を二本線で消します。（※削除しても構いません。）

- a 特別地域以外の「特別保護地区、海城公園地区」の文字を消します。
- b 新築以外の、改築の「改」、増築の「増」の文字を消します。
- c 許可申請の根拠条項以外の条項を消します。

※特別地域：第20条第3項

特別保護地区：第21条第3項

海城公園地区：第22条第3項

イ \_\_\_\_\_ 国定公園は、それぞれの公園の名称を記入します。

ウ 申請年月日は、申請書を提出する日付を記入します。

a 直接申請書を提出する場合

過去や未来の日付で申請書を受付することはできませんので、必ず申請書を提出する日の日付を記入してください。

b 郵便等で申請書を提出する場合

郵便等で申請書を提出するときは、申請書を投函する日の日付を記入してください。ただし、この際の許可に要する標準的な事務処理期間は、郵便物が到着した日から数えることとなりますので、ご注意ください。

エ 申請者の住所、氏名、連絡先等を記入します。

行為許可申請の場合は、建築物を新築する建て主が申請しなければなりません。設計者や工事請負業者が申請者となることはできません。

（※公園事業認可申請の場合は、公園事業を経営する者が申請者になります。）

また、申請書に不備があったときに必要ですので、連絡先の電話番号や担当者の氏名を記入してください。

なお、氏名欄に署名（直筆）した場合は、押印を省略できます。

#### ②申請内容

ア 「目的」は、なぜ、この場所に建築物を新築するのか、目的と必要な理由を具体的に記入します。

例えば、「住宅の新築」等のように行為の内容だけを記入するのではなく、「老朽化に伴い・・・」等の具体的な理由を記入してください。

イ 「場所」は、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入します。

河川敷地や国有林等を占用する場合で、地番がない場所は、「字〇〇11番地先」や「国有林〇〇森林管理署101林班い小班」などと具体的な場所を特定できるような記入をしてください。

ウ 「行為地及びその付近の状況」は、地理や地形、植生等周辺の状況を記入してください。

エ 「工作物の種類」は、付帯する車庫や駐車場、取付道路など建物本体と一緒に建築、整備する工作物を全て記入してください。

- オ 「施行方法」の欄が狭いときは、別紙で記入して構いません。
- ・建物の規模は、水平投影面積、建築面積、延床面積、最高高さ等を記入します。建物本体以外の、車庫や駐車場等の付帯施設の規模も必ず記入してください。
  - ・構造は、建築構造（木造モルタル造、鉄筋コンクリートブロック造、鉄骨鉄筋コンクリート造 等）、階数、屋根形状等を記入します。
  - ・主要材料は、使用されている主要材料を工作物ごとに記入します。
  - ・外部の仕上げ及び色彩は、材料をどのように用いたか、塗装色等を記入します。
  - ・関連行為の概要は、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工所用仮工作物の設置等、許可申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入します。
- カ 「施行後の周辺の取扱」の欄は、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う内容を記入します。
- キ 「着手、完了予定日」の欄は、自然環境や利用環境の保全上、工事期間を限定する必要がある場合もありますので、工事の着手と完了の予定日を必ず記入してください。
- ク 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ・他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況。
  - ・土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み。
  - ・過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可の処分の日付、番号及び付された条件等。
- ケ 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4版です。
- コ 申請書に添付する図面や書類でA4版を超える大きさのものは、折り畳んで封筒に入れるなどA4版にファイルしてください。

## ○申請書の様式

様式（A4版）は各総合振興局又は振興局の環境生活課（野幌森林公園の場合は北海道博物館総務部）でお渡しします。

また、北海道電子自治体共同システムからファイルをダウンロードすることができます。  
（北海道→キーワードで絞り込む→「国定公園」または「道立自然公園」と入力→該当する申請書等を選択→「申請用紙をダウンロードする」からダウンロード）

\*北海道電子自治体共同システム

（ <https://www.harplg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome> ）

○申請書の記載例（行為許可申請・協議の場合）

【 建築物の新築 】

様式第1（1）（第2.1関係）

特別地域~~（特別保護地区、海域公園地区）~~内  
 工作物の新~~（改、増）~~築許可申請書

自然公園法第20条~~（第21条、第22条）~~第3項の規定により ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域~~（特別保護地区、海域公園地区）~~内における工作物の新~~（改、増）~~築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇郡〇〇町字〇〇123番地4  
 株式会社 〇〇〇〇〇〇  
 代表取締役社長 〇〇 〇〇  
 （担当：電話 011-222-3333 〇〇課 北海太朗）

北海道知事 様

目 的	国道〇〇号の拡幅工事による会社事務所の立ち退きに伴い、当社の資材置き場として利用していた申請地において会社事務所を新築する。	
場 所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇12番地3	
行為地及びその付近の状況	行為地は、〇〇岳の山麓に位置し、〇〇川と国道〇号に挟まれた緩傾斜地の広葉樹二次林で、付近には別荘等が点在している。行為地の北側は〇〇川に隣接し、南側は国道〇〇号、西側は民宿、東側はカラマツ人工林である。	
工作物の種類	建築物（事務所、車庫）、附帯駐車場、取付道路	
施 行 方 法	敷地面積	4,520㎡
	規 模	建 築 物 ①事務所 水平投影面積 310.11㎡ 建築面積 250.22㎡ 延べ床面積 400.33㎡ 高さ 8.50m ②車庫 水平投影面積 30.25㎡ 建築面積 25.00㎡ 延べ床面積 25.00㎡ 高さ 3.50m 駐 車 場 面積 2,500㎡ 取付道路 面積 100㎡（幅員 5.0m、延長 20.0m）
施 行 方 法	構 造	建 築 物 ①事務所 鉄筋コンクリート造り2階建て 切妻屋根 ②車庫 コンクリートブロック造り平屋建て 切妻屋根 駐 車 場 アスファルト舗装 取付道路 アスファルト舗装
	主 要 材 料	建 築 物 ①事務所 本体：鉄筋コンクリート 屋根：長尺トタン 外壁：窯業系サイディング張 ②車庫 本体：コンクリートブロック 屋根：長尺トタン 駐 車 場 舗装：アスファルト 縁石：コンクリート 取付道路 舗装：アスファルト 縁石：コンクリート

外部の仕上げ及び色彩		建築物 ①事務所 屋根：こげ茶色（マンセル値5 Y R 3 / 2） 外壁：ベージュ色（マンセル値5 Y R 6 / 2） ②車庫 屋根：黒色（マンセル値N 2） 外壁：モルタル吹き付け（マンセル値N 7） 駐車場 舗装：アスファルト（黒色） 縁石：コンクリート（灰色） 取付道路 舗装：アスファルト（黒色） 縁石：コンクリート（灰色）
関連行為の概要		支障木の伐採 ヤナギ20本、イタヤカエデ18本、ダケカンバ12本、ナナカマド8本、その他11本 動植物の保全 指定植物の「エゾリュウキンカ、エゾカンゾウ、タチギボウシ、フクジュソウ」は可能な限り残置森林内に移植する。他に保全対策を要する動植物はない。 敷地の造成 造成面積3,000 m <sup>2</sup> うち、切土面積1,800 m <sup>2</sup> 盛土面積1,200 m <sup>2</sup> 土工量 切土量1,440 m <sup>3</sup> 盛土量920 m <sup>3</sup> 残土量520 m <sup>3</sup> 残土処理 残土は国定公園区域外に搬出して適正に処理する。 工事前仮設物の設置 工事前仮電柱の設置 1本 工事前事務所（平屋プレハブ）1棟20 m <sup>2</sup> 高さ3.2m 工事前仮設資材置場造成20m×30m（不陸整正）
施行後の周辺取扱い		工事前仮設物は、工事完成後撤去し、跡地は在来種の張り芝により緑化する。
予定日	着手	〇〇年 〇月 〇日
	完了	〇〇年 〇月 〇日 <u>※工事期間を記入</u>
備考		他法令の進捗状況 建築確認申請（〇〇年〇月〇日申請済み） 道路占用許可申請（〇〇年〇月〇日申請済み） 森林伐採届（届出準備中） 土地所有関係 自己所有地 自然公園法の過去の許可取得状況 取付道路 幅員3.0m（〇〇年〇月〇日付け 〇自然第123号指令）

※ 工事期間が定まっていない場合、予定日欄の着手年月日は「許可の日以降」、完了年月日は「許可の日から〇ヶ月以内」と記入してください。

【 仮設の工作物 】

様式第 1 ( 1 ) ( 第 2 . 1 関係 )

特別地域工作物の新築許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における工作物の新築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇郡〇〇町字〇〇123 番地 4

〇〇法人 〇〇〇スキー協会

理事長 〇〇 〇〇

( 担当 : 電話 011-222-3333 〇〇課 北海太朗 )

北海道知事 様

目 的	〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇スキー場においてスキー競技大会を行うため、申請地において大会運営本部用の仮設テントを設置する。	
場 所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇1 番地 〇〇〇スキー場 〇〇ゲレンデ	
行為地及びその付近の状況	行為地は、〇〇岳の東山麓に位置する〇〇〇スキー場第〇駐車場に隣接する〇〇ゲレンデ内で、〇〇リフト乗り場の東側 100m 付近である。 南側 50m にはスキー場の〇〇レストハウスやスキー学校が建っている。	
工作物の種類	仮設テント、安全フェンス	
施 行 方 法	敷地面積	600㎡ (20m×30m)
	規 模	仮設テント 幅〇m、奥行き〇m、高さ〇m ×3張 安全フェンス 高さ〇m、総延長〇〇m
	構 造	仮設テント 組立型スチールパイプ製テント 切妻屋根 安全フェンス グリーンネット張
	主 要 材 料	仮設テント スチールパイプ、テント布 安全フェンス 支柱：塩ビ製 フェンス：グリーンネット
	外部の仕上げ及び色彩	仮設テント パイプ：亜鉛メッキ色、 テント布：アイボリー色 安全フェンス 支柱：灰色 フェンス：グリーン色
	関連行為の概要	テント前に「大会運営本部」の看板設置 1基 色彩：白地に黒文字 表示面：縦〇m、横〇m、 地上高〇m 表示内容は別紙のとおり
施行後の周辺の取扱	町民スキー競技大会終了後は撤去し、ゲレンデ原状に戻す。	
予 定 日	着 手	〇〇年 〇月 〇日
	完 了	〇〇年 〇月 〇日 <u>※工事期間を記入</u>
備 考	工作物の仮設期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。 ゲレンデの使用については、〇〇スキー場事業執行者の〇〇〇株式会社より同意済み。	

【 仮設の工作物（国の機関の場合） 】

様式第1（1）（第2.1関係）

特別地域工作物の新築協議書

自然公園法第68条第1項の規定により ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域内における工作物の新築について、次のとおり協議します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇郡〇〇町字〇〇番地  
農林水産省〇〇〇管理事務所  
所長 〇〇 〇〇  
(担当：電話 011-222-3333 〇〇課 北海太朗)

北海道知事 様

目	的	〇〇地域における農作物の適正な種苗の保育管理に係る調査研究の一環として、地域のマクロ的な気象データを収集するため仮設の気象観測施設を設置する。
場	所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇1番地
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇岳の東山麓に位置する道道〇〇線沿いの牧草地で、牧草地周辺はカラマツ人工林である。道道の反対側には農家が位置する。
工作物の種類		気象観測施設（風力計、雨量計、日照計、温度計）及び立入禁止柵
施行方法	敷地面積	100㎡（10m×10m）
	規模	気象観測施設 コンテナボックス（2.0m×1.5m H=1.8m）内に機器収納 風力計支柱 直径5cm 高さ5m 立入禁止柵 高さ〇m、総延長40m（10m四方）
	構造	気象観測施設 コンテナボックス 鋼製角形 風力計支柱 鋼管、四方ワイヤ張 立入禁止柵 鋼製支柱金網張
	主要材料	気象観測施設 鋼製 立入禁止柵 鋼製、金網
	外部の仕上げ及び色彩	気象観測施設 コンテナボックス：白色 立入禁止柵 支柱：茶色 金網：グリーン色
	関連行為の概要	敷地内に「立入禁止」の看板設置 2基 色彩：白地に赤文字 表示面：縦〇m、横〇m、地上高〇m 表示内容は別紙のとおり
施行後の周辺取扱い		調査終了後は工作物を撤去し、跡地を原状に戻す。
予定日	着手	〇〇年 〇月 〇日
	完了	〇〇年 〇月 〇日 ※ <u>工事期間を記入</u>
備考		工作物の仮設期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 土地所有者：〇〇 〇〇（土地使用同意済み。）

【 木竹の伐採 】 ※森林施業の場合

目	的	森林施業計画に基づく森林経営のため、昭和〇年に植林したトドマツ林の更新を図るため、立木の伐採を行う。
場	所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 1 2 番地 3 (〇〇林班〇〇小班)
林 況	林種及び樹種	針葉樹林 人工林
	林 齢	40 林齢
	森 林 面 積	1.5 ha
	総 蓄 積 ( a )	250 m <sup>3</sup>
施 行 方 法	伐 採 種 別	皆伐
	伐 採 樹 種	トドマツ
	伐 採 面 積	0.5 ha
	平 均 樹 齢	40 林齢
	平 均 胸 高 直 径	25 cm
	伐 採 材 積 ( b )	100 m <sup>3</sup>
	伐採材積歩合(b/a)	40 %
	関連行為の概要	集材ケーブル架線 最大延長〇〇m 搬出作業道(重機による不陸整生)幅員3m 総延長200m 集積貯木場(重機による不陸整生)30m×50m
	伐採跡地の取扱	〇〇年 トドマツ植栽 ha 当り〇〇本
予 定 日	着 手	〇〇年〇〇月〇〇日
	完 了	〇〇年〇〇月〇〇日 <span style="color: red;">※伐採期間を記入</span>
備 考		土地所有 自己所有地 過去の許可 〇〇年〇〇月〇〇日 〇環生第〇〇号指令で隣接林分の伐採許可 森林法に基づく伐採届 〇年〇月〇日付けで〇〇町に提出済み

※ 伐採期間が定まっていない場合、予定日欄の着手年月日は「許可の日以降」、完了年月日は「許可の日から〇ヶ月以内」と記入してください。

【 木竹の伐採 】 ※森林施業以外の場合

目	的	自己所有の土地確定測量のため、境界沿いのクマイザサを伐採する。
場	所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 1 2 番地 3 (〇〇林班〇〇小班)
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇岳の山麓に位置し、〇〇川と国道〇号に挟まれた緩傾斜地の広葉樹二次林で、付近には別荘等が点在している。行為地の北側は〇〇川に隣接し、南側は国道〇〇号、西側は民宿、東側はカラマツ人工林である。
施行方法	伐採樹種	クマイザサ
	伐採面積	200 m <sup>2</sup> (幅1 m×延長200 m)
	関連行為の概要	測量後、プラスチック製境界杭 (太さ6 cm×6 cm、長さ1 m (うち、地上部0.2 m以下)、地上部の色彩：赤) を7本設置する。
	伐採跡地の取扱	自然放置による自然回復を図る。
予定日	着手	〇〇年〇〇月〇〇日
	完了	〇〇年〇〇月〇〇日 <span style="float: right;">※<u>伐採期間を記入</u></span>
備考		土地所有 自己所有地 森林法保安林内行為許可 (ササ刈りは許可等不要)

※ 森林施業以外の目的の場合は、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。  
また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することで足りるものとする。

※ 伐採期間が定まっていない場合、予定日欄の着手年月日は「許可の日以降」、完了年月日は「許可の日から〇ヶ月以内」と記入してください。



【 広告物の設置 】

目	的	既存の空き店舗を使用してレストラン営業を行うため、店舗名及び営業内容を表示した看板を敷地内に設置する。
場	所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇12番地3
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇岳の山麓に位置し、〇〇川と国道〇号に挟まれた広葉樹二次林の中に位置する店舗の駐車場敷地で、付近には別荘等が点在している。
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	1,200㎡
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	建物敷地内駐車場の道路側に「営業案内看板1基」、駐車場とレストラン（建物）の間に「のぼり4本」を設置する。
	規模及び構造	営業案内看板 地上高4.0m、表示面積 1.8m×0.9m×2面=3.24㎡ コンクリート基礎、丸太支柱建て込み のぼり 縦175cm×横45cm 最高高さ285cm
	主要材料	営業案内看板 表示面：アルミ板 支柱：円柱加工丸太 基礎：コンクリート、地上部は鉄平石張り のぼり 表示面（はた）：布製 ポール：プラスチック製 土台：コンクリート製
	色彩	営業案内看板 表示面：こげ茶地に白文字 支柱：木材保護塗装仕上げ（茶色） 基礎：地上部鉄平石張り仕上げ のぼり 表示面：緑地に白文字、一部赤色
	表示の内容	店舗名及び営業品目、営業時間 別紙のとおり
予定日	着手	〇〇年〇〇月〇〇日
	完了	〇〇年〇〇月〇〇日 ※ <u>工事期間を記入</u>
備考		土地所有：自己所有地 北海道屋外広告物条例に基づく届出は、同条例第6条第1項第3号の規定により適用除外。 基礎の残土は、公園区域外に搬出処理する。 自然公園法の過去の許可状況 レストランの改築 〇〇年〇月〇日付け 〇環生第〇〇〇号指令

【 土地の形状変更 】

目	的	農業資材置き場に利用するため現状有姿分譲地の原野を購入したが、窪地地形で排水が悪く、降雨の度に冠水するため、盛土のうえ整地する。
場	所	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇12番地3
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇岳の山麓に位置し、〇〇川と国道〇号に挟まれたヨシ等の雑草地で、中央部分が周辺地盤より低い窪地になっている。 敷地の外周部は素掘り側溝で囲まれ、国道からの入り口は既存の舗装取付道路がある。敷地の道路側は、道路に沿って幅5m程のカラマツ林である。 また、敷地の両側はヤナギなどの広葉樹二次林で、道路沿いの所々に別荘が点在している。
施行方法	土地の形状を変更する面積	3,000㎡(幅60m×奥行50m)
	工事の方法	表土層(約20cm)を剥ぎ、窪地を火山灰土(公園区域外から搬入)で平坦に盛土造成する。
	変更後の土地の形状	切込砂利(0~40mm)を厚さ10cmで敷均し、転圧する。
	関連行為の概要	支障木の伐採 ヤナギ 胸高直径3~10cm 8本 指定植物の保護 盛土予定地に生育している指定植物のヤチスゲは、敷地外周部の湿潤地に移植する。 ゲート設置 無断進入防止のため、取付道路の両側に丸太杭を設置し、金属製の鎖(W=4.0m)を張るとともに、立入禁止の注意標識を設置する。別紙のとおり。
	変更後の取扱	農業用機械、農業用肥料、収穫物の一時保管等、農業用資材置き場として自己利用する。
予定日	着手	〇〇年〇〇月〇〇日
	完了	〇〇年〇〇月〇〇日 <u>※工事期間を記入</u>
備考		土地所有：自己所有地 剥ぎ取った表土は、公園区域外に搬出処理する。 自然公園法の過去の許可状況 なし

※ 工事期間が定まっていない場合、予定日欄の着手年月日は「許可の日以降」、完了年月日は「許可の日から〇ヶ月以内」と記入してください。

○申請書の記載例（公園事業認可申請・協議の場合）

【 宿舎事業（新規認可） 】

様式第4（第2. 1関係）

国定公園事業執行認可申請書

○○○○国定公園において○○宿舎事業を執行したいので、自然公園法第16条第3項の規定に基づき申請します。

○○年○○月○○日

○○郡○○町字○○123番地4

株式会社 ○○○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○

(担当：電話 011-222-3333 ○○課 ○○○○)

北海道知事 様

公園事業の種類	○○宿舎（ホテル○○○）	
公園施設の位置	○○郡○○町○○字○○12番地3	
公園施設の規模・構造 ※	鉄筋コンクリート造3階建 切妻屋根 高さ○○m 建築面積○○○○m <sup>2</sup> 延床面積○○○○m <sup>2</sup> 詳細別紙のとおり	
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	<input checked="" type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> 委託（受託者 ○○○商事株式会社（飲食部門のみ委託））
	料金徴取	<input checked="" type="radio"/> 有（標準的な額） 1泊2日 12,000～25,000円 <input type="radio"/> 無（内訳は別紙事業計画書記載のとおり。）
	供用期間	<input checked="" type="radio"/> 通年 <input type="radio"/> 季節（供用期間）
公園施設の供用開始の 予定年月日	○○年○○月○○日	
工事施工の 予定期間	○○年○○月○○日 着手 ○○年○○月○○日 完了 <span style="float: right;">※<u>工事期間を記入</u></span>	
備 考	他法令の手續進捗状況 建築確認申請（○○年○月○日申請済み） 旅館業法（○○年○月○日申請済み） 温泉法（○○年○月○日申請済み） 道路占用許可申請（○○年○月○日申請済み） 森林伐採届（届出準備中） 土地所有関係 自己所有地 自然公園法の過去の許可取得状況 取付道路 幅員3.0m（○○年○月○日付け ○自然第123号指令） 事業費 ○○○○○○千円（自己資金及び一部銀行借り入れ）	

※公園施設の規模・構造にかかる記載事項は、59ページをご覧ください。

(別紙)

公園施設の規模・構造

( ホテル ○○○ )

1 敷地面積 ○○○○○. ○○m<sup>2</sup> (自己所有地)

2 宿舎

鉄筋コンクリート造3階建地下1階 切妻屋根

屋根：鋼板葺き (色：こげ茶色)

外壁：コンクリート壁アクリル樹脂系塗装 (色：黄土色、グレー) 一部天然石貼

高さ=○○m

建築面積=○○○○. ○○m<sup>2</sup> (水平投影面積○○○○. ○○m<sup>2</sup>)

延床面積=○○○○. ○○m<sup>2</sup>

地下1階=○○○○. ○○m<sup>2</sup>

機械室、電気室、倉庫 (2ヶ所)、階段室、トイレ (男女)

1階=○○○○. ○○m<sup>2</sup>

玄関、フロント、ラウンジ、レストラン、トイレ (男女)、厨房、EVホール、階段室、大浴場 (男女)、露天風呂 (男女)

客室 (和室) 5部屋 (8畳×1/2×5部屋) = 20人

2階=○○○○. ○○m<sup>2</sup>

EVホール、階段室、倉庫、トイレ (男女)

客室 (洋室) 20部屋 (ツイン×20部屋) = 40人

客室 (和室) 2部屋 (8畳×1/2×2部屋) = 8人

3階=○○○○. ○○m<sup>2</sup>

EVホール、階段室、倉庫、トイレ (男女)

客室 (洋室) 20部屋 (ツイン×20部屋) = 40人

客室 (和室) 2部屋 (8畳×1/2×2部屋) = 8人

(本館合計) 客室49部屋 収容人数116人

冷暖房の種類 冷房：エアコン 暖房：スチームボイラー

便所の様式 洋式トイレ

避難階段及び消火栓等の防災施設の概要 消防法に基づく設備を設置

	地下1階	1階	2階	3階
避難階段	○ヶ所	—	○ヶ所	○ヶ所
避難出口	—	○ヶ所	○ヶ所	○ヶ所
消火器	○本	○本	○本	○本
防火ドア	○ヶ所	○ヶ所	○ヶ所	○ヶ所
火災探知器	○個	○個	○個	○個
消火栓	○ヶ所	○ヶ所	○ヶ所	○ヶ所

給排水施設 給水：○○町の上水道に接続。

排水：浄化槽を設置し、○○川に排出。

ゴミ処理の方法 廃棄物処理業者に委託

3 付帯施設

・駐車場 ○○○○m<sup>2</sup> (乗用車○○台、大型バス○○台) アスファルト舗装

・案内板 ○基 (入口)

・浄化槽 ○○○人槽 (排水水質BOD 20ppm) 地下埋設

・オイルタンク (地下埋設) ○○○○ℓタンク ○基

・ガスボンベ庫 ブロック造平屋建 ○○m<sup>2</sup> ○棟

・日本庭園 ○○○m<sup>2</sup>

- ・温泉施設 温泉井戸〇本（毎分〇〇ℓ）、配管地下埋設 径〇mm ℓ=〇〇m
- ・従業員宿舎 鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根
  - 屋根：ガルバリウム鋼板葺き（色：こげ茶色）
  - 外壁：コンクリート壁アクリル樹脂系塗装（色：黄土色、グレー）
  - 高さ=〇〇m
  - 建築面積=〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>（水平投影面積〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>）
  - 延床面積=〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>
    - 1階=〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup> 個室6畳×4室、食堂、管理人室
    - 2階=〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup> 個室6畳×10室

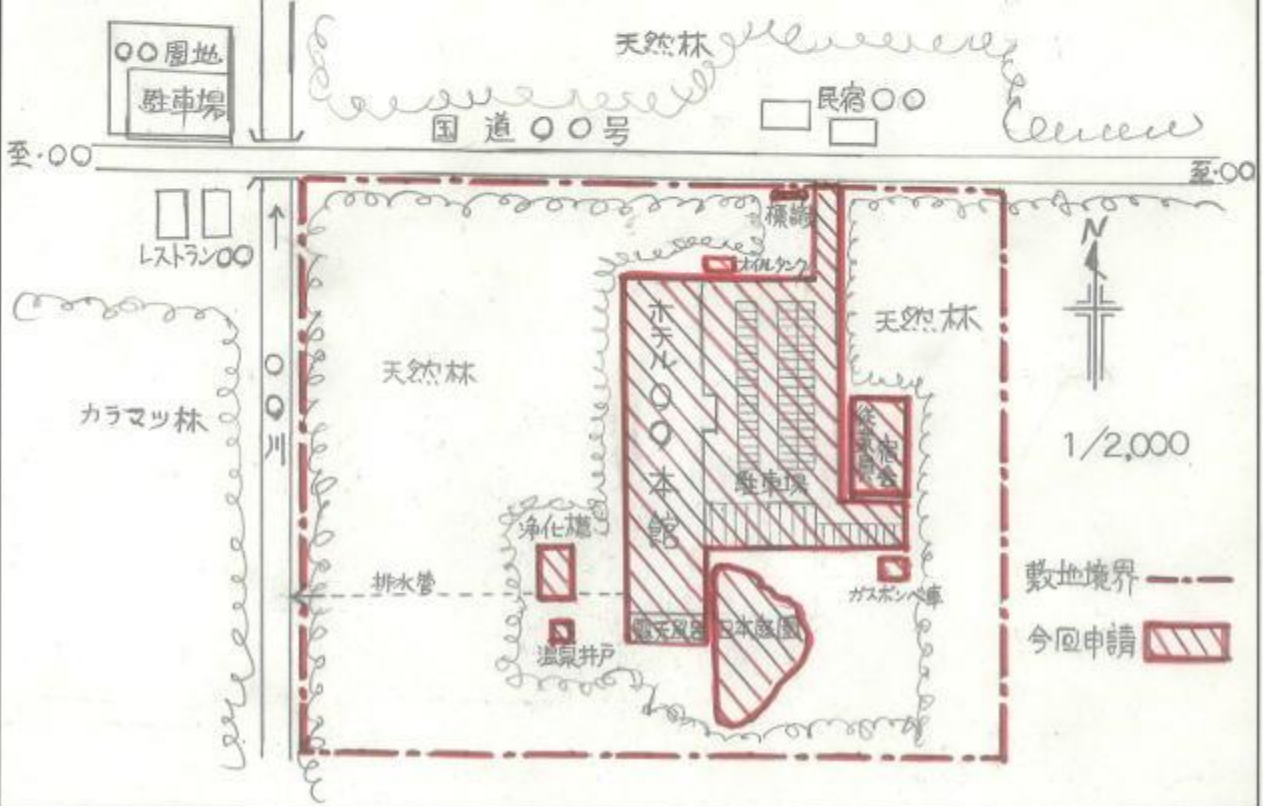
（土工事等）

- ・支障木伐採 〇〇〇本
- ・切土土量 〇〇〇〇m<sup>3</sup>
- ・盛土土量 〇〇〇〇m<sup>3</sup>
- ・残土土量 〇〇〇〇m<sup>3</sup>（残土は公園区域外に搬出処理する。）

(位置図)



(概況図)





【 宿舎事業変更 】

様式第 5 (第 3. 1 関係)

国定公園事業の内容の変更の認可申請書

〇〇〇〇国定公園〇〇宿舎事業の執行の認可を受けた内容を変更したいので、自然公園法第 16 条第 4 項において準用する第 10 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇郡〇〇町字〇〇123 番地 4

株式会社 〇〇〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

(担当：電話 011-222-3333 〇〇課 〇〇〇〇)

北海道知事 様

執行の協議をした <del>(認可を受けた)</del> 年 月日及び番号		当初 〇〇年〇〇月〇〇日 林政第〇〇〇号指令 変更 〇〇年〇〇月〇〇日 自然第〇〇〇号指令 変更 〇〇年〇〇月〇〇日 生物第〇〇〇号指令	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種 類	〇〇宿舎 (ホテル〇〇〇)	変更なし
	公園施設の 位 置	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇12番地3	変更なし
	公園施設の 規模・構造 ※	別紙のとおり	別紙のとおり (別館を増築)
	公園施設の 管理又は経 営の方法	経営方法 直営 料金徴取 有(標準的な額) 1泊2食 12,000 ~25,000円 供用期間 通年	変更なし 変更なし 変更なし
変更しようとする 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 ※ <u>変更部分に係る供用開始日を記入</u>		
工 事 施 工 の 予 定 期 間	〇〇年〇〇月〇日着手 〇〇年〇〇月〇日完了 ※ <u>工事期間を記入</u>		
変 更 を 必 要 と す る 理 由	<p>〇〇温泉地区の利用者の増加に伴い、当ホテルの平均宿泊稼働率(収容人員140人)が70%を超えており、特に、休日前の宿泊予約が満室状態で常に予約を断っていることから、公園の宿泊利用者に不便を与えている状況にある。</p> <p>このため〇〇温泉地区全体の宿泊収容力を高めることが必要であり、当ホテルの別館(収容人員60人)を増築し、宿泊利用者の増加に対応するものである。</p> <p>(当宿舎の利用状況は、別紙のとおり。)</p>		
備 考	<p>土地所有関係 自己所有地 他法令の手續進捗状況 建築確認申請(〇〇年〇月〇日申請済み) 旅館業法(変更申請準備中。〇月〇日〇〇保健所と事前相談済み。) 事業費 〇〇〇〇〇〇千円(自己資金及び一部銀行借り入れ)</p>		

※公園施設の規模・構造にかかる記載事項は、59 ページをご覧ください。

(別紙)

公園施設の規模・構造

変 更 前	変 更 後
<p>( ホテル ○○○ )</p> <p>1 敷地面積 ○○○○○. ○○㎡ (自己所有地)</p> <p>2 宿舎 (本館) 鉄筋コンクリート造3階建地下1階 切妻屋根 屋根：鋼板葺き (色：こげ茶色) 外壁：コンクリート壁アクリル樹脂系塗装 (色：黄土色、グレー) 一部天然石貼 高さ=○○m 建築面積=○○○○. ○○㎡ (水平投影面積○○○○. ○○㎡) 延床面積=○○○○. ○○㎡ 地下1階=○○○○. ○○㎡ 機械室、電気室、倉庫 (2ヶ所)、階段室、トイレ (男女) 1階=○○○○. ○○㎡ 玄関、フロント、ラウンジ、レストラン、トイレ (男女)、厨房、E Vホール、階段室、大浴場 (男女)、露天風呂 (男女) 客室 (和室) 5部屋 (8畳×1/2×5部屋) =20人 2階=○○○○. ○○㎡ E Vホール、階段室、倉庫、トイレ (男女) 客室 (洋室) 20部屋 (ツイン×20部屋) =40人 客室 (和室) 2部屋 (8畳×1/2×2部屋) =8人 3階=○○○○. ○○㎡ E Vホール、階段室、倉庫、トイレ (男女) 客室 (洋室) 20部屋 (ツイン×20部屋) =40人 客室 (和室) 2部屋 (8畳×1/2×2部屋) =8人  (本館合計) 客室49部屋 収容人数116人</p>	<p>( ホテル ○○○ )</p> <p>1 敷地面積 } 変更なし</p> <p>2 宿舎 (本館) } 変更なし</p>



冷暖房の種類 冷房：エアコン  
暖房：スチームボイラー  
便所の様式 洋式トイレ  
避難階段及び消火栓等の防災施設の概要  
消防法に基づく設備を設置

(本館)	B1階	1階	2階	3階
避難階段	0ヶ所	—	0ヶ所	0ヶ所
避難出口	—	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
消火器	0本	0本	0本	0本
防火ドア	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
火災探知器	0個	0個	0個	0個
消火栓	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

給排水施設 給水：〇〇町の上水道に接続。  
排水：浄化槽を設置し、〇〇川に排出。  
ゴミ処理の方法 廃棄物処理業者に委託

- 3 付帯施設
- ・ 駐車場 〇〇〇〇㎡（乗用車〇〇台、大型バス〇〇台）アスファルト舗装
  - ・ 案内板 〇基（入口）

(別館)  
鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根  
屋根：鉄板葺（こげ茶）  
外壁：モルタル壁アクリル樹脂系塗装（色：黄土色、グレー）  
高さ＝〇〇m  
建築面積＝〇〇〇〇㎡  
延床面積＝〇〇〇〇㎡  
1F＝〇〇〇〇㎡  
階段室、倉庫、渡り廊下  
客室（洋室）15部屋  
（ツイン×5部屋、シングル×10部屋）  
＝30人  
2F＝〇〇〇〇㎡  
倉庫、トイレ（男女）  
客室（洋室）15部屋  
（ツイン×5部屋、シングル×10部屋）  
＝30人  
(別館合計) 客室30部屋  
収容人員60人  
  
(本館+別館合計) 客室79部屋  
収容人員176人

冷暖房の種類 } 変更なし  
便所の様式 }  
避難階段及び消火栓等の防災施設の概要  
消防法に基づく設備を設置  
(本館) 変更なし

(別館)	1階	2階
避難階段	—	0ヶ所
避難出口	0ヶ所	0ヶ所
消火器	0本	0本
防火ドア	0ヶ所	0ヶ所
火災探知器	0個	0個
消火栓	0ヶ所	0ヶ所

給排水施設 変更なし  
ゴミ処理の方法 変更なし

- 3 付帯施設
- ・ 駐車場 変更なし
  - ・ 案内板 変更なし

<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽 ○○○人槽（排水水質BOD 20 ppm） 地下埋設</li> <li>・オイルタンク（地下埋設）○○○○ℓ タンク ○基</li> <li>・ガスボンベ庫 ブロック造平屋建 ○○㎡ ○棟</li> <li>・日本庭園 ○○○㎡</li> <li>・温泉施設 温泉井戸○本（毎分○○ℓ）、 配管地下埋設 径○mm ℓ=○○m</li> <li>・従業員宿舎 鉄筋コンクリート造2階 建 切妻屋根 屋根：ガルバリウム鋼板 葺き（色：こげ茶色） 外壁：コンクリート壁ア クリル樹脂系塗装 （色：黄土色、グレー） 高さ=○○m 建築面積=○○○○. ○○㎡ （水平投影面積○○○○. ○○㎡） 延床面積=○○○○. ○○㎡ 1階=○○○○. ○○㎡ 個室6畳×4室、 食堂、管理人室 2階=○○○○. ○○㎡ 個室6畳×10室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽 変更なし</li> <li>・オイルタンク 変更なし</li> <li>・ガスボンベ庫 変更なし</li> <li>・日本庭園 変更なし</li> <li>・温泉施設 変更なし</li> <li>・従業員宿舎 変更なし</li> </ul> <p>【今回申請】 別館を増築 （別館） 鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根 屋根：鉄板葺（色：こげ茶） 外壁：モルタル壁アクリル樹脂系塗装 （色：黄土色、グレー） 高さ=○○m 建築面積=○○○○㎡ 延床面積=○○○○㎡ 1F=○○○○㎡ 階段室、倉庫、渡り廊下 客室（洋室）15部屋 （ツイン×5部屋、シングル×10部屋） =30人 2F=○○○○㎡ 倉庫、トイレ（男女） 客室（洋室）15部屋 （ツイン×5部屋、シングル×10部屋） =30人 （別館合計）客室30部屋 収容人員60人</p> <p>（土工事等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支障木伐採 ○○○本</li> <li>・切土土量 ○○○㎡</li> <li>・盛土土量 ○○○㎡</li> <li>・残土土量 ○○○㎡</li> </ul> <p>（残土は公園区域外に搬出処理する。）</p>
---	--

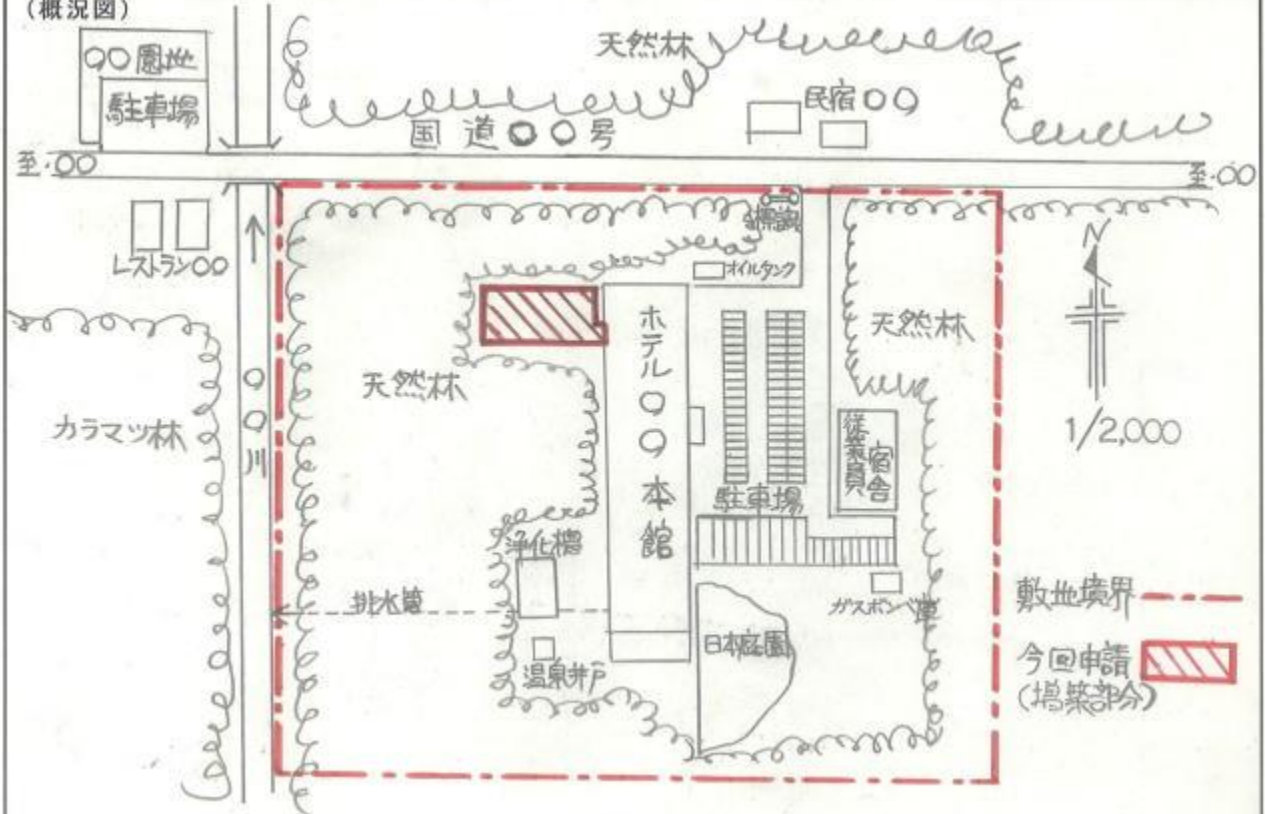
※和室の収容人員は、たたみ2畳を1人として計算します。

※公園施設の規模・構造にかかる記載事項は、59ページをご覧ください。

(位置図)



(概況図)



【 道路事業変更（国の機関の場合） 】

様式第5を準用（第10.1関係）

国定公園事業の内容の変更の協議書

〇〇〇〇国定公園〇〇道路（車道）事業の執行の協議をした内容を変更したいので、自然公園法第67条第4項の規定に基づき、次のとおり協議します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇郡〇〇町字〇〇123 番地4  
 北海道開発局  
 〇〇開発建設部長 〇〇〇〇  
 （担当：電話 011-222-3333 〇〇課〇〇係）

北海道知事 様

執行の協議をした (認可を受けた)年 月日及び番号	当初 〇〇年〇〇月〇〇日 林政第〇〇〇号 変更 〇〇年〇〇月〇〇日 自然第〇〇〇号 変更 〇〇年〇〇月〇〇日 生物第〇〇〇号	※当該事業について過去に協 議を行い同意又は回答を受け た年月日・番号を記入。	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種 類	〇〇道路（車道） （国道〇〇〇号）	変更なし
	公園施設の 位 置	起点：〇〇郡〇〇町字〇〇 終点：〇〇市字〇〇	変更なし
	公園施設の 規模・構造 ※	別紙のとおり	別紙のとおり 道路拡幅（歩道新設）
公園施設の 管理又は経 営の方法	経営方法	直営	変更なし
	料金聴取	無	変更なし
	供用期間	通年	変更なし
変更しようとする 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	※変更部分に係る供用開始日を記入	
工 事 施 工 の 予 定 期 間	〇〇年〇〇月〇日着手 〇〇年〇〇月〇日完了	※工事期間を記入	
変 更 を 必 要 と す る 理 由	当道路は、〇〇市と〇〇町を結ぶ一日当たりの交通量が〇〇〇〇台を超 える幹線道路で、〇〇市街地郊外の沿線には町内会館や農家等が点在し、 市街地から5kmほどの場所に展望台などの〇〇公園が位置している。 〇〇市街地から町内会館までの〇kmの区間は歩道が整備されているが、 町内会館から〇〇公園の間は歩道が無く、道路の路側帯を歩行しているこ とから交通安全の確保上、地元から歩道の整備を強く求められている。 このため、交通安全の確保とともに自然公園の適正な利用を図るため、 歩道未整備区間の道路を拡幅し、歩道を整備するものである。		
備 考	土地所有関係 国道敷地（自己所有地） 他法令の手續進捗状況 森林法 保安林解除申請（〇〇年〇月〇日申請済み） 事業予算 国土交通省所管 〇年度〇〇〇道路防災改良費 〇〇〇〇〇千円		

※供用開始日や工事期間が定まっていない場合、変更しようとする年月日欄は「完了の日から〇日以内」、また、工事施工の予定期間欄の着手年月日は「許可の日以降」、完了年月日は「許可の日から〇ヶ月以内」と記入してください。

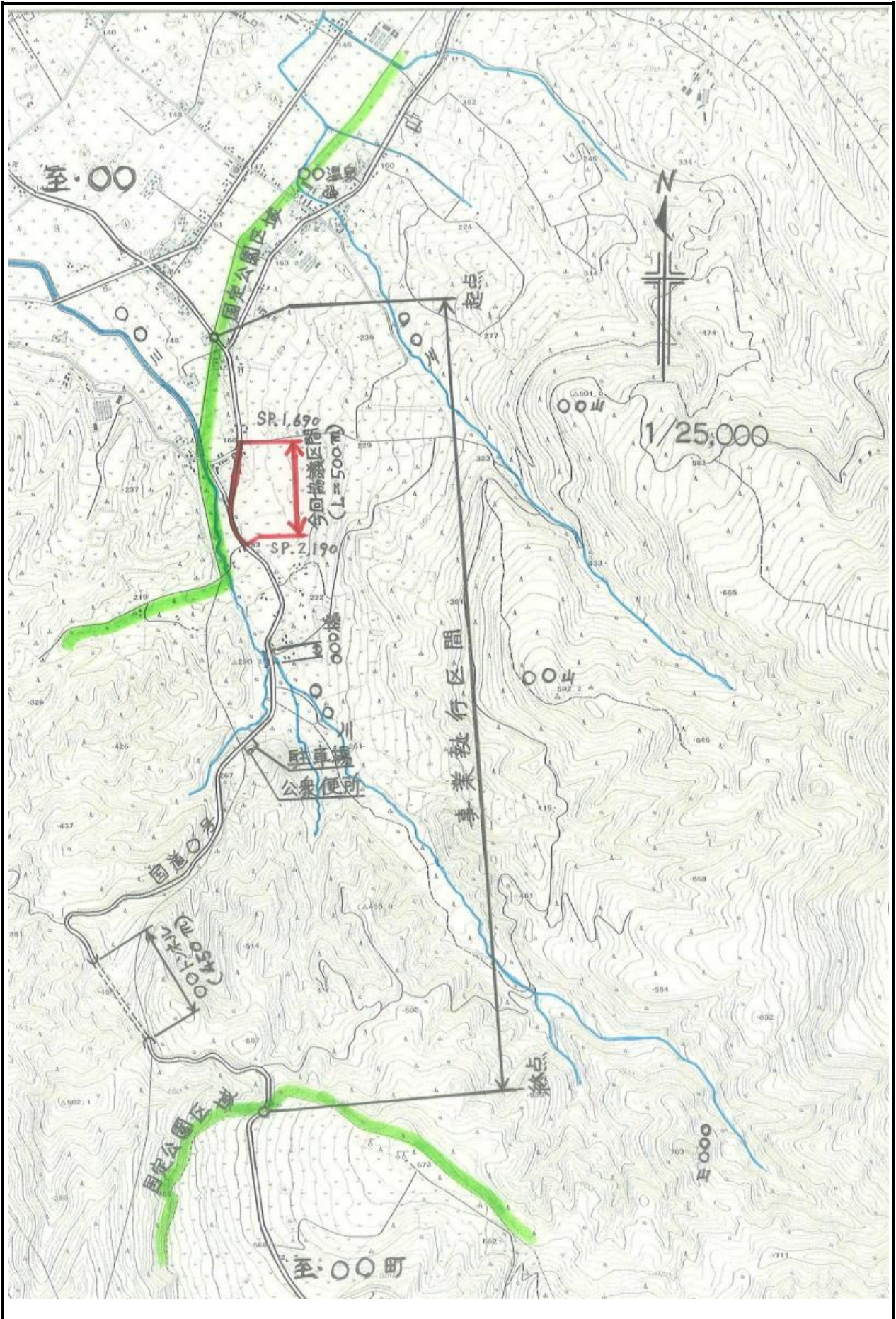
※公園施設の規模・構造にかかる記載事項は、59 ページをご覧ください。

(別紙)

公園施設の規模・構造

変 更 前	変 更 後
1 事業執行区間 起点：〇〇郡〇〇町字〇〇 終点：〇〇市字〇〇〇	1 事業執行区間 変更なし
2 道路構造規格 第3種第4級	2 道路構造規格 変更なし
3 設計速度 40km/h	3 設計速度 変更なし
4 延長 5.8km	4 延長 変更なし
5 幅員 有効幅員 5.0～5.5m 総幅員 7.5～10.5m 幅員の構成 0.5m～2.0m～1.0m～5.5m～1.0m～0.5m (路肩) (歩道) (路側帯) (車線) (路側帯) (路肩)	5 幅員 有効幅員 総幅員 変更なし 幅員の構成
6 舗装の種類 アスファルト	6 舗装の種類 変更なし
7 最急縦断勾配 6%	7 最急縦断勾配 変更なし
8 最小曲線半径 30m	8 最小曲線半径 変更なし
9 付帯施設の概要 ・〇〇駐車場 2,000㎡ AS舗装 80台収容 ・公衆便所 1棟 木造平屋建 建築面積30㎡ (屋根)切妻(焦げ茶色) (外壁)モルタル(白色) ・〇〇トンネル 延長 450m 総幅員 〇〇m 有効幅員(車道) 〇〇m (歩道) 〇〇m 高さ 〇〇m ・〇〇〇橋 延長 〇〇m 総幅員 〇〇m 有効幅員(車道) 〇〇m (歩道) 〇〇m 主要部の色彩：〇〇色	9 付帯施設の概要 ・〇〇駐車場 ・公衆便所 変更なし ・〇〇トンネル ・〇〇〇橋 【今回協議】 道路拡幅(歩道新設) 延長500m(区間SP.1,690～SP.2,190) 幅員 有効幅員5.5m(現行5.0m) 総幅員10.5m(現行7.5m) 幅員の構成 0.5m～2.0m～1.0m～5.5m～1.0m～0.5m (路肩) (歩道) (路側帯) (車線) (路側帯) (路肩) (現行)0.5m～1.0m～5.5m～1.0m～0.5m (路肩) (路側帯) (車線) (路側帯) (路肩) ・擁壁 延長〇〇m 最高部高さ〇.〇m ・法面(在来種張芝) 〇〇〇㎡ (コンクリート吹付) 〇〇〇㎡ ・法面の最大長(切土) 〇.〇m (盛土) 〇.〇m ・土工事等 支障木伐採 〇〇本 切土土量 〇〇〇㎡ 盛土土量 〇〇〇㎡ 残土土量 〇〇〇㎡ (残土は公園区域外に搬出処理)





## ○公園事業執行の協議又は認可の申請書等記載事項

国定公園事業の執行協議書又は申請書の「公園施設の規模及び構造」については、北海道国定公園事業執行等取扱要領第2の2により、次のとおり事業別記載事項が定められています。

### 別添2（第2. 2関係） 施設の規模及び構造にかかる記載事項

#### ●共通事項

- ・ 付帯建築物は（1）、付帯道路は（2）、付帯広場・園地は（3）、付帯野営場は（4）、付帯駐車場は（12）の記載事項に準じて記載する。
- ・ 申請等に係る国定公園事業の執行として行う行為に伴い生じることが見込まれる風致景観への影響を審査するため、以下の事項についても記載する。
  - 木竹の伐採を伴うものにあつては、その本数・樹種等を記載する。
  - 土工事を伴うものにあつては、切土土量、盛土土量、残土土量及び残土の処理方法を記載する。なお、園地、運動場等の整備のために大規模に土地の形状を変更するような場合にあっては、土工面積を記載する。
  - 既存施設の撤去等にあっては、当該撤去により生じた廃材・残材の処分方法及び跡地の緑化方法等を記載する。

#### (1) 宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、車庫等の建築物

- ・ 敷地面積
- ・ 建築物の概要（用途、建築物の主要構造及び階数、最高部の高さ、建築面積及び延べ面積、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の材料及び色彩、収容人員、各室の用途の別及び便所の様式等）
- ・ ごみ焼却炉等の汚物処理施設、誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場その他の付帯施設の概要
- ・ 複数の建築物からなる施設については、用途別棟数を記載した上で、棟の類型ごとにその規模及び構造を記載する。

同型の離れの客室を有する宿舎など、多数の同一施設を有するものについては、その標準的な規模及び構造とその棟数を記載することで足りる。

#### (2) 道路及び橋

- ・ 事業執行区間ごとの起点及び終点
- ・ 道路構造規格（種別/等級）
- ・ 延長
- ・ 幅員（有効幅員、総幅員及び幅員の構成）
- ・ 舗装の種類付帯施設の種類及び数等の概要
  - トンネル（延長、幅員、高さ）
  - 橋（構造形式、延長、幅員、高さ、主要部分の色彩）
  - 交通安全施設（ガードレール、道路情報管理等施設の種類別に数量・規模（延長又は基数等）、仕様（色彩等））
  - 自動車駐車場等（施設の種類別に数量・規模、仕様）
  - 防雪施設（防雪柵、スノーシェッド等施設の種類別に数量・規模、仕様）
  - 防護施設（擁壁、法面保護工、落石防止施設等施設の種類別に数量・規模、仕様（色彩、表面処理法・緑化方法等））
  - その他付帯施設（付帯建築物は（1）、付帯道路は（2）、付帯広場・園地は（3）、付帯駐車場は（12）の記載事項に準じて記載する。）

- (3) 広場、園地
  - ・ 敷地面積園路（延長、幅員、舗装の種類）
  - ・ 広場又は園地（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
  - ・ 誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設（種類別数量）
  - ・ 管理事務所、休憩所、駐車場、汚物処理施設又は倉庫その他の付帯施設の概要
- (4) 野営場
  - ・ 敷地面積
  - ・ 収容人員
  - ・ 野営場を構成する施設（テントサイト、キャビン、野外炉、炊事舎、セントラルロッジ、休憩所、キャンプファイヤーサークル等）の種類及び数等の概要
  - ・ 駐車場、便所又は給排水施設その他の付帯施設の概要
- (5) 運動場
  - ・ 敷地面積運動施設の種類、数量及び面積等の概要
  - ・ 修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
  - ・ 保存緑地の規模
  - ・ 付帯施設の概要
- (6) 水泳場
  - ・ 利用水面の種類と範囲
  - ・ 敷地面積
  - ・ 休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台又は救急施設その他の付帯施設の概要
- (7) 舟遊場
  - ・ 利用水面の種類と範囲、敷地面積
  - ・ 舟艇（種類、大きさ、隻数）
  - ・ 栈橋、休憩所、切符売場、艇庫その他の付帯施設の概要
- (8) スキー場
  - ・ 敷地面積
  - ・ ゲレンデ及びコース（種類別・コースごとに延長、面積、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度）
  - ・ リフト（種類別に延長、高低差、輸送力、支柱の数量・規模・色彩）
  - ・ 保存緑地の規模
  - ・ 休憩所、ロッジ、救急施設又は便所その他の付帯施設の概要
- (9) スケート場
  - ・ 敷地面積
  - ・ スケートリンク（滑走面積、舗装の種類）
  - ・ 休憩所、更衣室、救急施設、便所その他の付帯施設の概要
- (10) ゴルフ場（※ゴルフ場は、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第278号）により、公園事業となる施設から削除されている。）
  - ・ 敷地面積、ホール数、コースの延長、土工量及びその面積、付帯建築物（クラブハウス、休憩所、便所等）及び付帯施設の概要
- (11) 乗馬施設
  - ・ 敷地面積
  - ・ 馬場面積
  - ・ 乗馬道の概要
  - ・ 馬の頭数
  - ・ 厩舎その他の付帯施設の概要
- (12) 駐車場
  - ・ 敷地面積



- ・ 駐車面積
  - ・ 収容台数舗装の種類
  - ・ 取付道路、連絡道路（延長、幅員、舗装の種類）付帯施設の概要
- (13) 燃料供給等施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 燃料の種類
  - ・ 防火壁その他の付帯施設の概要
- (14) 昇降機
- ・ 敷地面積
  - ・ 高低差
  - ・ 搬器の数量、定員等
  - ・ 付帯施設の概要
- (15) 船舶又は水上飛行機に係る運輸施設
- ・ 船舶又は水上飛行機の種類及び数量
  - ・ 航路
  - ・ 輸送能力
  - ・ 付帯施設の概要
- (16) 自動車に係る運輸施設
- ・ 自動車の種類及び台数
  - ・ 運行経路
  - ・ 道路その他の付帯施設の概要
  - ・ 路線を執行する場合は（２）に準じて記載のこと。
- (17) 鉄道又は索道に係る運送施設
- ・ 延長
  - ・ 高低差
  - ・ 輸送力
  - ・ 搬器及び支柱の概要（形式、数量、定員、色彩等）
  - ・ 付帯施設の概要
- (18) 係留施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 施設の種類
  - ・ 形式
  - ・ 延長
  - ・ 幅員
  - ・ 主要部の構造及び材料
  - ・ 付帯施設の概要
- (19) 給水施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 水源の種類
  - ・ 水質検査の結果
  - ・ 計画給水人口
  - ・ 計画給水量
  - ・ 取水施設
  - ・ 送水施設
  - ・ 浄化滅菌施設
  - ・ 配水池の規模構造

- ・ 付帯施設の概要
- (20) 排水施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 処理範囲
  - ・ 計画排水量
  - ・ 排水管の直径及び延長施設の種類
  - ・ 終末処理等の施設の規模構造及び処理能力
  - ・ 付帯施設の概要
- (21) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所
- (1) に準じて記載のこと。
- (22) 汚物処理施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 処理範囲
  - ・ 処理物件
  - ・ 処理能力
  - ・ 処理方法
  - ・ 焼却炉の概要（形式、容量、煙突の高さ及び直径）
  - ・ 付帯施設の概要
- (23) 博物館、博物展示施設
- (1) に準じて記載のこと。 (24) 植物園、動物園
- ・ 敷地面積
  - ・ 園路（延長、幅員、舗装）
  - ・ 付帯施設の概要
- (25) 水族館
- ・ 敷地面積
  - ・ 水槽又は放魚池の規模及び数量
  - ・ 給排水及び濾過装置の概要
  - ・ 建築物及び付帯施設の概要
- (26) 野外劇場
- ・ 敷地面積
  - ・ 収容力
  - ・ ステージ及び観覧席の概要
  - ・ 付帯施設の概要
- (27) 植生復元施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量
  - ・ 付帯施設の概要
- (28) 動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 施設の種類別規模及び数量
  - ・ 付帯施設の概要

## ○建築基準法と異なる算定方法等の取扱い

自然公園法施行規則及び北海道立自然公園条例施行規則に基づく建築物の許可（審査）基準に係る高さや建ぺい率の算定方法等は、一部、建築基準法の取扱いと異なっていますので、ご注意ください。

### 【建築基準法と異なる自然公園法及び北海道立自然公園条例上の取扱いの主なもの】

- ・ **建築物：** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。  
（雨覆としての機能を有する屋根の付いたカーポートも建築物に該当します。）
- ・ **建築面積：** 建築物の地上部分の水平投影面積（14 ページ参照）をいう。
- ・ **仮設：** 設置期間が3年を超えず、かつ、構造が容易に移転し又は除去することができるものであること。
- ・ **高さ：** 建築設備（避雷針及び寒冷地における暖房用等必要最小限の煙突を除く。）や屋上の手すり、広告塔等を含めた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差（14 ページ参照）をいう。  
※テレビ放送受信アンテナの設置については、許可又は届出を要しないため、高さに含まれません。）
- ・ **建ぺい率：** 同一敷地内にある全ての建築物の地上部分の水平投影面積の和（総建築面積）の敷地面積（保存緑地（保存緑地となるべき部分を含む。）の面積を除く。）に対する割合をいう。
- ・ **容積率：** 建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積の和の敷地面積（保存緑地（保存緑地となるべき部分を含む。）の面積を除く。）に対する割合をいう。
- ・ **後退距離（セットバック）：** 道路においては路肩、隣接地においては敷地境界線から当該建築物の地上部分の水平投影外周線（14 ページ参照）との距離をいう。
- ・ **集合別荘：** 同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。
- ・ **集合住宅：** 同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。
- ・ **分譲地等：** 分譲すること目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地をいう。

## ○添付図面等の留意事項

- ・添付図面には縮尺、方位を必ず明記してください。
- ・複数の図面の内容を一枚で表示しても構いません。（例：敷地平面図と修景計画図を併用する等）
- ・平面図や断面図等は、計画前後の変化（現状と計画の違い）が分かるように表示してください。
- ・申請書や添付書類が外国語で記載されている場合は、必ず日本語の訳文を付してください。

### ①行為許可の申請等に添付する図面等（工作物（建築物）の新築・改築・増築の場合）

添付図面等の種類		必要な添付図面等の詳細
行為の場所を明らかにした 25,000 分の 1 程度の地形図（位置図）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■縮尺 1/25,000～1/10,000 程度の地形図に申請位置を明確に記した図面。（地形図としての情報が不可欠。）</li> <li>■廃材または残土の処理場所を記入。</li> </ul>
行為地及びその付近の状況を明らかにした 5,000 分の 1 程度の概況図		<ul style="list-style-type: none"> <li>■縮尺 1/5,000～1/2,000 程度の地図上に行為地と周辺の状況（道路、建築物、工作物などとの位置関係）が分かるように記した図面。（住宅地図など）</li> </ul>
行為地及び、その付近の状況を明らかにした天然色写真（カラー写真）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■行為地の全体が見渡せる写真。</li> <li>■行為地の状況（植生、林相、現況建築物、工作物など）が分かる写真</li> <li>■周囲の主要な展望地点、車道、登山道、その他人が多く集まる場所からの見え方が分かる写真</li> </ul>
施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 程度の図面	平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内における建築物・工作物などの配置が分かる平面図（道路の路肩、敷地境界を明示）</li> <li>■水平投影平面図（水平投影面積を表示のこと）</li> <li>■各階平面図（床面積を表示のこと）</li> </ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物等の全外観を示す立面図（二面（正面、側面）以上）（最低地盤からの最高高さを表示のこと）（着色すれば意匠配色図として兼用可）</li> </ul>
	断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の断面図（建物の規模に応じて複数）（最低地盤からの最高高さを記した図面）</li> </ul>
	構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の構造図（建物の規模に応じて複数）</li> <li>■建築物以外の工作物の場合、その構造図（カタログや詳細設計図など、各寸法が明示されているもので代用可）</li> </ul>
	意匠配色図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物や工作物などの外観の配色を示す図面（着色された立面図、パース、カタログ、施工見本など、実際の色合いが分かるもので代用可）</li> </ul>
植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 程度の図面		<ul style="list-style-type: none"> <li>■緑化計画平面図（緑化植物名、本数又は面積、樹高、工法を明示）</li> <li>■修景に工作物を使用する場合、構造図など</li> </ul>
その他、行為の施行方法の表示等に必要な資料	造成計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地の改変を伴う場合（公園内での残土処分の場合を含む）、切土、盛土、残土の規模等が分かる縮尺 1,000 分の 1 程度の平面図、断面図（縦横断）及び土量計算書等</li> </ul>
	伐採計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■伐採範囲、支障木（伐採木）の位置・種類、本数、太さ、移植する場合の移植先などを明示した書類及び縮尺 1,000 分の 1 程度の図面</li> </ul>
	跡地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存工作物の解体撤去を伴う場合は、跡地利用の内容を明示した書類及び縮尺 1,000 分の 1 程度の図面</li> </ul>
	仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■工事施工に伴う仮設の道路、索道、作業員宿舍などの設置を伴う場合、縮尺 1,000 分の 1 程度の平面図（配置図）、立面図、意匠配色図など</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付帯工事の場所や規模構造等を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 程度の各種図面</li> </ul>
その他の図書		※申請内容を審査するうえで必要な資料。

②事業認可の申請等に添付する図面等（宿舎事業の場合）

添付図面等の種類		必要な添付図面等の詳細
施設の位置を明らかにした 25,000 分の 1 程度の地形図（位置図）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■縮尺 1/25,000～1/10,000 程度の地形図に申請位置を明確に記した図面。（地形図としての情報が不可欠。）</li> <li>■廃材または残土の処理場所を記入。</li> </ul>
施設の付近の状況を明らかにした	5,000 分の 1 程度の概況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■縮尺 1/5,000～1/2,000 程度の地図上に行為地と周辺の状況（道路、建築物、工作物などとの位置関係）が分かるように記した図面。（住宅地図など）</li> </ul>
	天然色写真（カラー写真）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行為地の全体が見渡せる写真。</li> <li>■行為地の状況（植生、林相、現況建築物、工作物など）が分かる写真</li> <li>■周囲の主要な展望地点、車道、登山道、その他人が多く集まる場所からの見え方が分かる写真</li> </ul>
施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 程度の図面	平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水平投影平面図（水平投影面積を表示のこと）</li> <li>■各階平面図（床面積を表示のこと）</li> <li>※間取り、用途など内部の状況が分かるもの</li> </ul>
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の全外観を示す立面図（二面（正面、側面）以上）（最低地盤からの最高高さを表示のこと）（着色すれば意匠配色図として兼用可）</li> </ul>
	断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■断面図（二面以上）（最低地盤からの最高高さを表示のこと）</li> </ul>
	構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物等の構造図（建物の規模に応じて複数）</li> <li>■建築物以外の工作物の場合、その構造図（カタログや詳細設計図など、各寸法が明示されているもので代用可）</li> </ul>
	意匠配色図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物や工作物などの外観の配色を示す図面（着色された立面図、完成予想図、カタログ、施工見本など、実際の色合いが分かるもので代用可）</li> </ul>
	給排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■給排水の配管図（上下水道等との接続が分かる図面）</li> <li>■排水枡、浄化槽等の規模構造が分かる図面</li> </ul>
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした配置図（敷地境界、道路の路肩を明示し、後退距離を表示のこと）</li> </ul>
工事の 施行を 要する 場合	木竹の伐採の内容を明らかにした書類及び 1,000 分の 1 以上の図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>■伐採範囲、支障木（伐採木）の位置・種類、本数、太さ、移植する場合の移植先などを明示した明示した書類及び図面</li> </ul>
	修景のための植栽の内容を明らかにした書類及び 1,000 分の 1 以上の図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緑化植物名、本数又は面積、樹高、工法等を明示した書類及び図面</li> <li>■修景に工作物を使用する場合、構造図など</li> </ul>
	当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び 1,000 分の 1 以上の図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地の造成工事や付帯工事、仮設の道路等の場所・規模構造等を明らかにした書類及び図面</li> <li>土地縦横断図・各種平面・立面・断面・構造・意匠配色・配置図、造成計画図面、仮設計画図面、土量計算書等</li> <li>■駐車場については、区画線を表示</li> <li>■公園区域内で残土を処理する場合は、処理方法等を示す図面</li> </ul>
	積算の基礎を明らかにした工事費概算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■用地費、工事費（土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸経費等）の項目毎に金額を記載した書類</li> <li>・各項目毎に内訳書・明細書を添付（公共工事の場合、「金抜き」可。）。</li> <li>・単価表は不要。</li> </ul>

（次頁に続く）

添付図面等の種類		必要な添付図面等の詳細
施設の管理 又は経営に 要する経費 について収 入並びに支 出の総額及 びその内訳 を記載した 書類その他 公園施設を 適切に管理 又は経営す ることがで きることを 証する書類	事業計画書 (法人、個人)	<p>■申請事業に係る事業計画書（2年分） （事業年度途中で申請の場合、3年分の事業計画書提出を求めることがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月別利用者数見込み、稼働率、売上計画</li> <li>・事業資金に対する純益の割合</li> <li>・管理運営体制</li> <li>・利用規則、宿泊約款</li> <li>・施設の安全管理</li> </ul> <p>■申請事業のために借入金があるときは、その償還計画 ※その他、適切に公園事業を執行することができることを確認できる資料の提出を求めることがあります。</p>
	収支予算書 (法人、個人)	<p>■申請事業に係る収支予算書（2年分） （事業年度途中で申請の場合、3年分の収支予算書提出を求めることがあります。また、2～3年で利益を見込めない場合は、利益が見込める年度までの収支予算書提出を求めることがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支毎に、その内訳を明記。</li> </ul>
	貸借対照表（法人）	<p>■法人の貸借対照表（直前三年分の各事業年度。） （設立後三年を経過していない場合は、設立後の各事業年度。）</p>
	損益計算書（法人）	<p>■法人の損益計算書（直前三年分の各事業年度。） （設立後三年を経過していない場合は、設立後の各事業年度。）</p>
個人の場合	住民票	■氏名、住所が確認できる住民票の原本（申請書副本には写し）
法人の場合	登記事項証明書	■名称、住所、代表者氏名が確認できる登記事項証明書原本（申請書副本には写し）
	定款、寄付行為又は規約	■法人の定款、寄付行為又は規約
事業に必要な土地家屋等を使用することができることを証する書類	自己所有の場合	<p>■不動産登記事項証明書原本（申請書副本には写し） ※未登記の場合、不動産売買契約書や固定資産税受領書の写しで可。</p>
	借地借家の場合	<p>■不動産登記事項証明書原本（申請書副本には写し） ※国公有財産の場合不要。 ■所有者との借用契約書の写し</p>
事業資金を調達することができることを証する書類	借入の場合	<p>■金融機関等から申請人あての融資証明書 （金融機関等からの融資が第3者に行われ、第3者から申請者に資金提供される場合は、第3者から申請者への資金提供の契約書の写しも必要。） ※金融機関以外の者から借り入れる場合は、借入先の融資能力を示す書類を添付</p>
	自己資金の場合	<p>■自己資金の保有が確認できる書類 （例）・法人の場合、現金預金等の資産の保有を確認できる決算書（貸借対照表） ・個人など決算書を作成していない場合は、金融機関の残高証明書又は預貯金証書写し ※自己資金が不足の場合は、金融機関等からの融資証明書を合わせて事業費を満たす必要があります。</p>
その他		※申請内容を審査するうえで必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

※住民票や登記事項証明書等は、最新のものを添付してください。

(メモ)

A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwritten notes.



(朱鞠内道立自然公園の朱鞠内湖畔)

自然公園は、一定の行為を規制・制限することによって優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図っています。

自然公園の優れた自然景観を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

自然公園に関する北海道のホームページ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>